



県測協 HIROSHIMA

2014年度

目次

挨拶	
(1) 荒谷会長	1
(2) 平口顧問	2
(3) 山木顧問	3
(4) 狭戸尾顧問	4
(5) 足立中国地方整備局企画部長	5
(6) 山後国土地理院中国地方測量部長	7
(7) 児玉土木局長	8
特別寄稿	
(1) 国土地理院中国地方測量部	10
(2) 広島県土木局 出来谷砂防課長	13
合格奮闘記・体験記	
(1) (株)第一総合エンジニア	16
(2) 復建調査設計(株)	17
協会活動状況（平成 26 年度）	
(1) 総会	18
(2) 理事会	19
(3) 委員会	21
講習会&研修事業	
講習会・研修会開催状況	28
会員企業紹介	
(1) ウムヴェルト(株)	30
(2) 復建調査設計(株)	32
賛助会員企業紹介	
(株)ジツタ中国	34
中国地区協議会の活動	
中国地方整備局企画部との意見交換会	35
コンサルタント関係技術発表講習会	36
会員名簿等	
(1) 組織図	37
(2) 定款	38
(3) 役員名簿	48
(4) 委員会構成	49
(5) 会員名簿	50
(6) 賛助会員名簿	51
付録	
平成 26 年度経営者懇談会	52
関係機関との意見交換会概要	
(1) 県（本庁）	53
(2) 県（出先機関）	62
(3) 国（出先機関）	66
(4) 中国地方整備局	69
事務局だより	75
編集後記	76
参考資料	



ご挨拶

(一社) 広島県測量設計業協会

会長 荒谷 壽一

平素は何かと県測量設計協会の活動に対してご理解・ご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

今年は羊年です。羊を連想しますと、やさしい、癒される、暖かそうという感じを受けますが、みなさんはいかがでしょう。そんな穏やかな一年になればと願っております。

昨年は広島市北部安佐北区・安佐南区におきまして豪雨災害が発生し、74名の方々の命が失われました。心より哀悼の意を表するとともに、被災された方に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧・復興を願っております。

その他にも、昨年は豪雨・火山の噴火・地震等自然災害が多発し、ますます防災に対する国民の意識が高まってまいりました。「災害復旧は後追いの予算であり、本来ここに何兆円もお金をかける前に、事前防災に手を打つべきである」と思います。特に広島市土砂災害は公共事業の削減が起こした人災であると考えます。国民の安心と安全を守る為の予算と、補正予算で景気対策を行う予算とは別物であります。年当初本予算で計画的に防災、そして構造物の老朽化対策、豪雨対策等を行える予算を立てていただきたい。それにより企業としても人材の雇用、設備投資、給与等も先を見て計画が立てられると考えます。来年度の公共事業費は本年度の当初予算より微増しています。来年度で3年連続の増加を確保するという事になり、少なからず公共事業に対する重要性を理解していただいたものと思います。

また、昨年改正品格法等担い手3法が成立し、中長期的な担い手の育成・確保に配慮することを発注者の責務と定め、その為の予定価格適正化、計画的な発注、ダンピング防止、適正な利潤の確保等が明文化され、多様な入札契約方式の活用を求めることが決定しました。我々業界にとりましては、新しい時代への幕開けとも言えると思います。今後は価格のみならず技術力での評価のウエイトがますます高まってまいります。その為にも県測協として時代にマッチした技術研修・資格取得講座等を開催し、必要な情報も届けてゆきます。

自民党政権が安定している今こそ、建設関連業の必要性、重要性を地域・県・国へしっかりと広報活動するチャンスであると思います。まずは協会員の日々の活動の中で地域の方に業界の役割を理解していただく様、共に努力していきましょう。引き続きご協力お願い致します。



年頭のごあいさつ

衆議院予算委員会理事

衆議院議員 平 口 洋

新年明けましておめでとうございます。

一般社団法人広島県測量設計業協会の皆様には、お元気で平成 27 年の初春をお迎えになったこととお慶び申し上げます。昨年は皆様に大変お世話になりました。本年もよろしくお願い申し上げます。本年は、未（ひつじ）の年です。羊のように、こつこつと成果を積み上げられる年でありたいと思います。

測量業や設計業に従事しておられる皆様は平素、土地の調査や土木建築物の設計を通じて、国民経済の発展並びに国土の強靱化に大きく寄与しておられ、深く敬意を表します。

昨年は、自然災害の多い年でした。2 月には関東地方などで大雪による被害が発生しました。8 月には広島県西部で土砂災害が発生し、9 月には、岐阜県と長野県の県境の御嶽山が噴火し、犠牲者がでました。改めて国土の強じん化や災害からの避難の必要性を強く感じさせられました。

とりわけ、8 月 20 日に広島市安佐南区、安佐北区を襲った土砂災害の被害は甚大で、74 名の犠牲者が出ました。広島市では 15 年前の平成 11 年 6 月にも佐伯区の八幡川流域で土砂災害が発生し、20 名をこえる命が失われました。このように広島県西部地域は花崗岩のまさ土で雨に弱い土質となっており、今後の抜本的な対策が望まれます。犠牲になられた方々のご冥福をお祈りし、被災された方々にお見舞い申し上げます。

私は現在、自由民主党の国土交通部会の部会長代理をしており、被災地の復旧、復興に全力を尽くす覚悟です。これから、被災地の復興が本格化していきますが、復興にあたっては、測量設計業の皆様ののお力添えが是非とも必要です。ご協力方よろしくお願い申し上げます。

平成 24 年 12 月の安倍政権の発足後、新内閣は次々と新しい経済政策を打ち出しました。まず、デフレ不況を克服するためにインフレ目標を年 2% と設定しました。それに呼応して日本銀行は大胆な金融緩和を実行しました。これによって、株価は 2 年間で 8 千円台から 1 万 7 千円台へと 2 倍になり、為替相場も 1 ドル 80 円台から 2 年後には 1 ドル 115 円台になりました。国内総生産は 2% の伸びを実現し、雇用は 100 万人増加しました。このようにアベノミクスは成功したといえます。

しかしながら、中身を見ると明暗が分かれています。「勝ち組」と「勝ち組になれない組」とあります。また、地域的に見れば、東京を中心とした地域は概して好況ですが、地方・地域は好景気の恩恵を被っていません。このため国は「地方創生」に力を入れています。

貴協会におかれても、国土強靱化基本法のもとで、地域の特性に応じた具体的施策として地域計画を策定し、実行することとなっております。

貴協会の益々の発展を祈念し年頭のごあいさつとさせていただきます。

平成 27 年初春



ごあいさつ

(一社) 広島県測量設計業協会
顧問
広島県議会議員 山木 靖雄

新年明けましておめでとうございます。

一般社団法人広島県測量設計業協会の会員の皆様方には、お元気で新年を迎えられた事とお慶び申し上げます。

昨年は、アベノミクスの名のもとに「金融政策」「財政政策」「成長戦略」の三本の矢の政策が実行され、株価の上昇、ドル高、円安の状況は国民に一応の評価を受けました。

デフレからの脱却も進み、企業の決算をみても、利益が出て給与も上昇し、経済の好循環が実現しつつありますが、地方への波及はこれからという状況です。

一方、昨年8月20日に発生した広島土砂災害により74名の人命が失われ建設業界にとっても多くの教訓を残しました。今後災害対策については学・官・民が協力して進めてゆく必要があります。知恵を出し合って早期の復旧をなすとげなければなりません。

さて、昨年は、衆議院議員選挙が実施され、与党が3分の2を越える多数議席を確保し、安倍政権が信任され、広島県においても7選挙区すべてで自民党候補が当選しました。皆様の御協力に感謝いたしますと共に引き続き安倍政権が掲げる政策への応援協力をお願いいたします。

広島県は湯崎知事の政策である「イノベーション」を使う事業が多く計画・実施されておりますが、公共事業分野においては、いまだ新しい政策は少なく、今年は見守ってゆく一年となりそうです。

また、本年は地方統一選挙の年であります。県議会、市議会の議員選挙、広島市長選挙と重なる三つ巴の選挙になります。県政や市政の方向を決める選挙となりますので、応援をよろしくお願いします。

更に本年は、「地方創生」が現実味のある政策として推進されます。

安倍政権の長期化を見据え、これを支持するとともに、地方の発展に必要となる「地方創生」政策を実現してゆく努力をしてゆきましょう。

本年も皆様方の企業が元気で利益をあげ、社員の給料もあがり社会経済の好循環ができあがれば幸いと存じます。

建設業界が大きく飛躍する年となりますよう祈念して新年の御挨拶といたします。



新年のごあいさつ

(一社) 広島県測量設計業協会
顧問
広島県議会議員 狭戸尾 浩

(一社) 広島県測量設計業協会会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、お健やかに新春を迎えられましたこと心よりお喜び申し上げます。

昨年を振り返ってみますと、全国各地で地震、土石流や火山噴火など多くの自然災害に見舞われました。本県においても8月19日から20日にかけて発生した局地的集中豪雨により広島市安佐北区及び安佐南区の住宅地を中心に甚大な被害がもたらされ、未だ多くの方が不自由な生活を余儀なくされておられます。

お亡くなりになられた方々に対し心より哀悼の意を捧げますとともに、ご遺族と被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

この度の被災を受け、12月3日と4日には天皇皇后両陛下がお見舞いにお越しになり、被災された多くの方に勇気と希望を与えてくださいました。

また、協会会員の皆様にはボランティア活動をはじめ現地調査への対応など復興・復旧に向けて多大なご尽力をいただき感謝しております。今後も引き続きご協力を賜りますようお願い致します。

今、我が国が抱える大きな課題として人口減少と少子高齢化への対応がクローズアップされております。東京への一極集中に歯止めをかけ、地方が元気を取り戻すためには地域経済の好転が不可欠な要件であり、そのためには行政主体だけでなく我々も産業振興や雇用創出などの達成に向け全力で取り組んでいく必要があります。こうした取り組みにより国が重要政策として掲げる『地方創生』が実現できると考えております。

広島県としても平成22年に策定した『ひろしま未来チャレンジビジョン』で「新たな経済成長」「人づくり」「安心な暮らしづくり」「豊かな地域づくり」という4つの挑戦を掲げて『『ひろしまに生まれ、育ち、住み、働いてよかった』と心から思える広島県』の実現を目指し頑張っております。

最後に、協会の更なる飛躍と会員の皆様のご健勝・ご発展を心よりお祈り申し上げますとともに、私も引き続き皆様とともに協会発展のために努力して参る所存でございます。

今年も宜しく願い申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。



年頭所感

国土交通省中国地方整備局企画部長 足立 徹

明けましておめでとうございます。

新年を迎えるにあたり、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

広島県測量設計業協会におかれましては、平素から国土交通行政に対しまして格段のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年8月20日の広島豪雨災害では、土石流により甚大な被害が発生しました。中国地方整備局としましても災害発生直後から、全国の地方整備局とともにTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を派遣し、被災状況調査、土石流危険箇所の評価、捜索活動の支援、土砂の撤去等早期復旧の支援等に努めてきたところです。

また、地元建設企業におかれては、災害協定に基づき整備局と連携し、道路啓開や土砂・がれきの撤去・応急対策など昼夜を問わずご協力をいただきました。測量設計業協会の会員企業におかれても、被災箇所の現地確認調査や測量、応急復旧工法の検討など、突然の要請にもかかわらず迅速に対応頂いたところです。感謝申し上げますとともに、改めて災害初期段階より迅速な対応が出来る地域建設業の必要性を認識しましたし、この思いは、広島市民をはじめ国民の皆様も同様ではないかと思えます。

中国地方整備局では、地方の創生と人口減少の克服に向け、「国土のグランドデザイン 2050(平成 26年7月)」で示された「コンパクト+ネットワーク」等の考え方に基づく戦略的な取組を推進するとともに、防災・減災、インフラ老朽化対策等による国民の安全・安心の確保を図り、我が国の成長の実現に向け、国際競争力の強化等の取組を着実に実行しています。これらの分野への選択と集中を通じて予算の重点化を図ることとしています。

また、平成21年8月に策定された中国圏広域地方計画をもとに、将来目標の実現に向けて関係機関を含め取り組んでいるところですが、「国土のグランドデザイン 2050」を踏まえ、国土形成計画・全国計画にあわせ、広域地方計画及び社会資本整備重点計画(地方重点方針)の見直しに着手することになりました。策定に向けて、学識者や有識者の意見も聴きながら、関係機関と連携して取り組んでいきたいと考えています。

この他、平成26年6月、公共工事品質確保促進法（通称：改正品確法）、公共工事入札契約適性化法、建設業法の3法が改正されました。改正品確法では、インフラの品質確保とその担い手の育成・確保を目的に、発注者責務の明確化や多様な入札契約制度の導入・活用を行うこととなっており、国と地方公共団体が相互に緊密な連携を図っていきます。また、「建設業の魅力」を入職対象となる若者などに広く伝えていく取組も重要であり、官民一体となった取り組みを強化していきたいと考えています。

将来の社会資本整備の品質を図るためには、建設業界と私ども発注機関が、良きパートナーとして手を携え、その役割を担っていく必要があると考えています。

今年度も引き続き更なるご理解とご協力をお願いいたします。



ごあいさつ

国土地理院中国地方測量部長 山後公二

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

一般社団法人広島県測量設計業協会が、広島県内の測量業の健全な育成発展のために多大な貢献をなされていることに対し、心から敬意を表します。また、会員の皆様には、昨年中、国土地理院の測量行政に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新年を迎えるテレビ番組の中で、今年の漢字として「節」と書かれていたことが印象に残っています。そのことを見て、その時その時を大切にしていきたいと感じました。また、江戸時代の測量の指南書にある、精神を統一し、目標を見定める「精眼の作法」を思い出しました。多くの情報があふれ、時代が急変していく社会ではありますが、大先輩の姿勢を見習い、長い視点で正確に目指すべき方向を考えていきたいと思えます。

さて昨年1年を振り返ると、水害や火山噴火、地震といった自然災害に日本列島は見舞われました。特に、昨年8月には、豪雨により広島市で土砂災害が発生しました。犠牲となった方々の御冥福を祈るとともに、改めて、安全・安心な国土の整備と維持が国家の最重要課題の一つであるという思いを強くしております。

国土地理院は、災害対策基本法に基づく指定行政機関として、災害事象や被害の把握、復旧、復興に資する地理空間情報を関係機関や国民に提供しています。広島市の豪雨災害では、発災当日に斜め写真を撮影して翌日から公開を開始するとともに、災害対応に必要な地図や空中写真を関係機関に提供しました。災害対応に携われた方から、空中写真は家一軒一軒がわかり現地活動に有効であったなどの評価の言葉をいただきました。

近年、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化していると言われます。また、東日本大震災を教訓とした南海トラフ地震等の地震対策の見直しに加えて、人口減少、グローバル化、エネルギー・環境制約といった様々な課題を抱え、我が国はターニングポイントに立たされています。

取り巻く社会環境は変化するとともに、技術の革新は進んでおります。国土地理院は、これらを踏まえ、昨年4月に今後10年間の目標となる「基本測量に関する長期計画」を改めました。国土地理院は、この計画をベースとして、防災・減災分野を先陣に、様々な分野での地理空間情報の活用による国土の未来を作るべく努力してまいります。ただ、様々な課題の解決は、国土地理院のみではできないと認識しています。今後、関係する方々とのネットワークを大切にしていきたいと考えております。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と会員の皆様方の本年のご活躍を心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



ごあいさつ

広島県土木局長 児玉好史

一般社団法人広島県測量設計業協会並びに会員の皆様には、平素から広島県の土木行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年8月の広島市における大規模土砂災害により、お亡くなりになりました方々のご冥福を心からお祈りいたしますとともに、被災された多くの皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

また、この災害により、河川、道路、砂防ダムなど公共土木施設等も甚大な被害を受け、被災地の早期復旧並びに被災された皆様の一日も早い生活再建に向けた取組を全力で進めているところであり、また、改正土砂災害防止法を踏まえ、基礎調査を大幅に加速させて参ります。

一方、本県では現在、「ひろしま未来チャレンジビジョン」で目指す県土の将来像を実現するため、「社会資本未来プラン」や道路・河川などの事業別整備計画等を策定し、社会資本の戦略的な整備に取り組んでいるところです。

本年は、これまでの取組をさらに推し進めていくため、本県の土木行政においては、次の方針により事業を執行しているところです。

1点目としては、県民の安全・安心の確保のため、災害に強い県土づくりに向けて、防災上重要な公共土木施設や緊急輸送道路の整備などのハード対策と土砂災害防止対策や大規模建築物の耐震化などのソフト対策を一体的に進め、「防災・減災対策の充実・強化」に資する取組を引き続き推進して参ります。

また、近年大きな課題となっている公共土木施設の老朽化に適切に対応していくため、「社会資本の計画的な維持管理」を実施して参ります。

2点目は、効果的・効率的に社会資本整備を進めるため、「社会資本整備の優先順位」などを踏まえ、「社会資本未来プラン」の短期集中戦略に係る取組として「広域的な交流・連携基盤の強化」や「集客・交流機能の強化とブランド力向上」を重点的に取り組んでいるところです。

こうした中、昨年3月には中国横断自動車道尾道松江線（愛称：中国やまなみ街道）の吉舎IC～三次東JCT・IC間や広島高速3号線の全線が相次いで供用を開始しました。

本年は、いよいよ尾道松江線の世羅IC～吉舎ICが供用開始され、東広島・呉自動車道とともに全線が開通することとなり、本県の井桁状の高速道路ネットワークが完成します。

これにより、中四国地方の中核拠点として、商業・医療・行政などの様々な機能が集積し、さらには、大規模災害発生時の住民の避難路や救援物資などの緊急輸送道路としての効果を発揮するものと考えています。

貴協会の皆様には、社会資本整備に不可欠な測量・調査・設計業務という役割を担っていただいているところであり、引き続き本県の土木行政の推進にご支援とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、貴協会のますますのご発展と会員の皆様のご活躍を心から祈念申し上げます。



平成 26 年 8 月豪雨による広島市土砂災害への国土地理院の対応

国土地理院中国地方測量部 次長 佐藤敏朗

皆さん、御存じでしょうか？日本は世界有数の多雨国で、年平均降水量が世界平均の 810mm に比べ、日本は 1,690mm と約 2 倍になっています（国土交通省水管理・国土保全局水資源部：「平成 26 年版日本の水資源について」より）。さらに国土の急峻な地形と複雑な地質が相まって、集中豪雨による災害が毎年発生しています。ここ数年の中国地方だけを見ても、平成 25 年 7 月 28 日の山口県と島根県の大雨による河川増水や土砂災害、平成 26 年 8 月 20 日の豪雨による広島市の土砂災害が起こっています。

国土地理院では、普段から防災・減災に役立つ様々な地理空間情報を収集し、関係機関に提供、ホームページで公開しているほか、この情報を利活用するためのツールも提供しています。また、災害時には、災害対策図、緊急に撮影した空中写真、収集した被害情報を速やかに関係機関に提供し、人命救助、復旧・復興の基礎資料として利用されています。

ここでは、記憶に新しい昨年 8 月 20 日に発生した広島市の土砂災害について、国土地理院の対応を紹介します。

1. 災害の概要

昨年の 8 月は台風第 12 号及び台風第 11 号が相次いで日本に接近するとともに、前線が日本海に停滞し、前線に向かい暖かく非常に湿った空気の流れ込みが継続したことにより各地で豪雨となりました。中国地方では、8 月 19 日から 20 日明け方にかけて、広島市を中心に猛烈な雨となり、安佐北区三入では 1 時間降水量 101.0mm、3 時間降水量 217.5mm を観測し、観測史上 1 位の値を記録しました。

安佐北区から安佐南区に多数の土砂災害が発生（図-1）し、政府非常災害対策本部によれば 11 月 21 日時点で、土石流等 107 件、がけ崩れ 60 件が発生し、人的被害は死者 74 人、負傷者 44 人、住家被害は全壊 174 棟、半壊 187 棟を含む合計 4,769 棟と報告されています。



図-1 特に被害の大きかった八木・緑井地区を表示した正射画像（8/28 撮影）

2. 国土地理院の主な対応

(1) 政府非常災害現地対策本部などへの対応

今回の災害にあたり、政府は8月20日に広島市に現地対策室を設置、22日には非常災害現地対策本部に格上げしました。中国地方測量部では20日から構成員として1名を派遣しました（写真）。また、中国地方整備局災害対策本部にリエゾンとして1名派遣しました。このほか国土地理院本院から地理空間情報の専門家11名（述べ22名）を派遣し、関係機関の現地活動に必要な情報を提供し、被災地支援に貢献しました。

中国地方測量部は、関係機関からの要望に応じて、斜め写真、正射画像、写真判読図などをA0判など大判に加工・出力し、12機関に提供しました。



写真 政府非常災害現地対策本部の様子

(2) 空中写真撮影

8月20日に災害が発生したとの一報を受け、現地の被災状況を確認するため、同日、測量用航空機「くにかぜⅢ」により、被災地の斜め写真（図-1）の撮影を行い、関係機関へ提供しました。また、現地の被災状況を心配されている方々への情報提供としてホームページでも公開しました。斜め写真は、現地を俯瞰して被害の概要を把握できることから、被災地域を中心に20日、21日の両日で撮影しました。

(図-2)

被災後画像（緑井7丁目、8丁目、八木3丁目）
2014年8月20日撮影



図-1 斜め写真の例（8/20撮影）

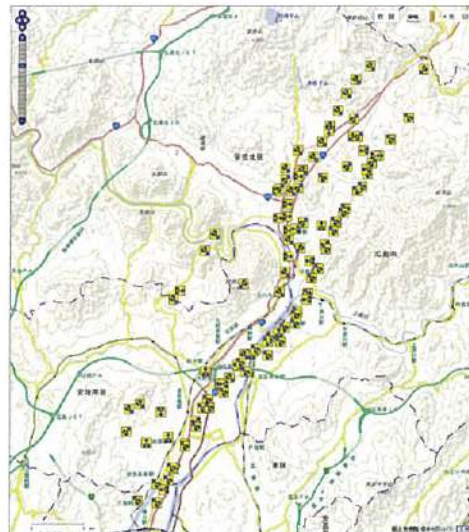


図-2 8/20・21の斜め写真撮影箇所

さらに 28 日には、被災状況をより正確に把握できる垂直写真を撮影、同日中に垂直写真のひずみを補正した正射画像を作成し、ホームページで公開しました。

(3) 写真判読図作成

撮影された空中写真から土砂流出範囲の判読を行い、数値データとともに公開しました。写真判読図は、被災箇所と建物の位置関係を把握できることから、被災地の消防署・支署等に掲示され救助活動に活用されるとともに、各学会の緊急調査の基礎資料になるなど様々な方面での利用がなされました。

(4) 3D 画像及び模型作成

被災前の地形データを用いて、地理院地図による 3D 画像や 3D プリンタによる 3D 模型 (図-3) を作製しました。3D 模型は、地図の判読が苦手な方にも直感的に現地の地形を把握しやすく、防災拠点施設での説明に活用されました。



図-3 写真判読図の 3D 模型

撮影した空中写真、写真判読図、地理院地図などは、次の URL から見るすることができます。

平成 26 年 8 月豪雨による広島市における土砂災害に関する情報

<http://www.gsi.go.jp/chugoku/201408disaster.html>

地理院地図 <http://maps.gsi.go.jp/>

3. まとめ

今回は、雲の影響で高高度からの撮影が困難なため、低高度で撮影が可能な斜め写真撮影に切り換え、発災当日中に撮影し関係機関へ提供することができました。国土地理院は、引き続き災害対策基本法の指定行政機関としての責務を果たすべく、風水害はもとより今後発生が予想される南海トラフ地震などの地震災害に対しても迅速に対応し、防災・減災に重要な地理空間情報の提供に取り組んで参ります。

最後に、この災害で犠牲になられた方々に対しまして心から追悼の意を表するとともに、被害に遭われた方々に心からお見舞い申し上げます。



8. 20土砂災害の復旧・復興に向けた取組みについて

広島県土木局砂防課

課長 出来谷 規人

1 はじめに

平成26年の中国地方の梅雨入りは平年より少し早かったものの、梅雨明けは平年並みであり、この間の降雨は平年より少なめという、比較的平穏に梅雨を乗り切りました。しかし、梅雨明け後も、例年のような猛暑日を観測する日々が続くことなく、台風の接近や前線が日本付近に停滞したことにより、各地で大雨が観測され、7月30日からの豪雨は気象庁により「平成26年8月豪雨」と命名されました。

広島市では8月19日から20日にかけて局地的豪雨となり、広島県では広島地方气象台とともに20日午前1時15分、広島市・廿日市市に土砂災害警戒情報を発令しました。

こうした中、安佐北区の上原雨量観測局等では時間雨量が115mm、24時間雨量が287mmを観測し、安佐北区、安佐南区を中心に、土石流107箇所がけ崩れ59箇所が発生し、土砂災害などで74名が犠牲になるという甚大な被害を受けました。



【安佐南区八木地区の被災状況】

2 復旧・復興に向けた土砂災害対策について

この発災直後から、県では土石流危険渓流の緊急点検を実施するため、国土交通省に緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請し、国とともに渓流の危険度評価を行い、緊急的な対応が必要な77箇所をA評定渓流として抽出しました。また、このA評定渓流や、緊急的に対応が必要なけ崩れ箇所において、砂防、治山等による復旧に向け、施工箇所、工事内容等事業計画について調整を図るため、国・県・広島市による連絡会議（「8.20土砂災害に係る砂防治山連絡会議」）を設置しました。

この連絡会議での調整を踏まえ、緊急的な対応として、県では、砂防事業として安佐北区で7箇所、急傾斜地崩壊対策事業として安佐北区で3箇所、安佐南区で1箇所を災害関連緊急事業として対応を行うこととなりました。これらの箇所については、建設コンサルタントの皆様のご理解、ご協力を得て、災害発生直後から災害関連緊急事業の採択に向け、現地調査、測量、設計等申請書の作成に取り組みました。この結果、発災後約1ヶ月で事業

採択に繋がり、被災地の早期の復旧・復興へ向けた第一歩となりました。

さらに12月2日には砂防・治山等に関する事業計画等を「8.20土砂災害 砂防・治山に関する施設整備計画」として公表しました。

この計画では

- ①国土交通省で実施した緊急溪流点検で、緊急的な対応が必要とされたA評定77箇所
- ②がけ地で緊急的な対応を行う20箇所
- ③A評定以外で農林水産省が行う緊急事業2箇所

を対象とし、次の事項について取りまとめたものです。

- ①国、県、市等の対応主体（要望箇所も含む）
- ②各機関で実施する事業の進め方
- ③各機関で実施する事業の概ねの工事内容（施設概要）

【8.20土砂災害 砂防・治山に関する施設整備計画 一覧】 (単位：箇所)

対応主体	溪流				がけ地				合計
	砂防事業	治山事業	その他事業	小計	急傾斜事業	治山事業	その他事業	小計	
国土交通省	(24) 30			(24) 30					(24) 30
農林水産省		(7) 7		(7) 7		(3) 3		(3) 3	(10) 10
広島県	(7) 14	(9) 17		(16) 31	(4) 7	(3) 3		(7) 10	(23) 41
広島市			10	10			7	7	17
電力事業者			1	1					1
計	(31) 44	(16) 24	11	(47) 79	(4) 7	(6) 6	7	(10) 20	(57) 99

※（ ）は各事業のうち緊急事業

※その他事業とは、施設（道路斜面等）を復旧するための事業

※国土交通省に関係する数値は、広島県が国土交通省へ新規着手を要望している箇所を含む

3 今後の予定

県が実施する災害関連緊急事業については、建設コンサルタントの皆様のご理解、ご協力を得て、測量、設計が早期に完了し、12月末までにその一部について工事契約を結ぶことが出来ました。それ以外の箇所についても早期に工事契約を結び、全ての箇所について平成27年度の完成を目指し事業を促進し、被災地の復旧・復興に向け全力を挙げ取り組んでまいります。

4 おわりに

これまで行政が中心となって進めてきた、ハード、ソフト両面での一体的かつ総合的な防災・減災対策をこれまで以上に強力に進めていくことに加え、災害時の被害を最小限に抑えるためには、「自助」、「共助」、「公助」が相互に連携し、一体となって取り組むことが必

要であると考えています。

そのため、広島県では「災害死をゼロにする」という新しい目標を掲げ、全国に先駆けて県民をはじめ、多様な主体が協働・連携した「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」を展開することとしました。この運動を強力に推進し、県民が安心して暮らすことのできる災害に強い広島県の実現を目指してまいります。



技術士（建設部門：道路）合格体験記

株式会社第一総合エンジニア 鈴木比呂志

1. はじめに

平成 26 年 3 月、祈りながら 25 年度技術士試験結果発表に自分の番号を確認した時、喜びと言うより、「やっと取れた」という安堵感がありました。

必要性を感じ、技術士を目指しながらも 15 年以上、何度も受験料を払いながら仕事のせいにして受けなかった年もあり、地方の小コンサルで、広く浅く様々な分野の設計実務に追われる身では無理かな。と、勝手に半ばあきらめていただけに本当にほっとしました。

私は今回、自慢にもなりません、試験のための勉強をほとんどしないで合格しました。

反面教師ではありませんが、こんな者でも受かるのかと、協会の一人でも多くの方々に技術士を目指して頂けたら幸いです。

2. H.25 試験について

平成 25 年度の技術士試験内容は、技術的体験論文は受験願書に経歴票を書いて、これを約 20 分間に短縮された口答試験で確認する方式に変更され、昔の手の痺れるような筆記試験との格闘から考えると、手首の強さ・速記能力はかなり軽減されました。(苦笑)

ただ、従来以上に専門知識や論文の丸暗記では通用せず、やはり、技術士としての課題解決能力や、応用能力が重視して問われる様になった印象でした。

3. 私の勉強法

私の試験対策と言えるものは、以下の 2 点だけでした。

① 4 月、広島県測協の技術士第二次受験対策講習会を受講した。

② 11 月、社内先輩技術士の方に口答試験模擬試験を実施して頂く。

①は、今回の受験自体を迷ったまま受講しましたが、他の受講者の方の熱意や、講師の方のご指導により、無事に新方式の受験願書を提出することができました。

②は、思い切りだめ出しをもらい、自信喪失・意気消沈しました。しかし、これにより、本番の時の「ひらき直り」ができた様に思います。

前述の通り、口答試験の直前のみは過去の Q&A や報告書を見直しましたが、筆記試験に関しては全くと言っていいほど勉強せず、大部分が業務経験からのアドリブ回答でした。

4. おわりに

技術士試験はやはり難易度は高いと感じました。私は過去の受験経験や、実際の業務経験がたまたま今回に限り役に立ちましたが、確実に合格するには他の方のようにみっちり受験対策勉強を行う必要があると思いました。

また、私の場合「遅きに失した」感もありますが、何事も「求ずれば通ず」。年中行事のように受験を続けた事が勉強となりました。技術士となっても自分のスキルは急には変わりませんが、業務の「責任感(プレッシャー?)」と「やりがい」は確実に向上しました。

以上



技術士合格奮闘記(建設部門：鋼構造及びコンクリート)

復建調査設株式会社 安富 泰弘

1.御礼！「技術士」合格

周りの方々より叱咤激励をいただき続けましたおかげで、2014年3月、入社19年目にしてやっと「技術士」合格を手にすることができました。ひとえに、周りの方々のご指導・ご協力のおかげでありまして、この場をお借りしまして、改めて御礼申し上げたいと思います。長年、様々な形でサポートして頂き、ありがとうございました。

2.これまでの受験姿勢

振り返れば、未受験、途中棄権を繰り返し、十分な受験準備もせず、受験申込を行った回数は、10回以上に及んでいました。「技術士は、そう簡単には受からない！」と最初から諦め、そのうち、「何年か受け続ければ受かる、業務経験を積みば受かる！」などと変なこだわりを持ち、最後には、「勉強したけど駄目だった、運がなかった！」と、受験への甘い気持ちで、受験を繰り返す度に強くなっていったように思います。そして、自分と同世代やより若い人たちに先を越されるようになり、“焦り”という強い危機感を持ち始めていました。

試験制度が変わったこの年、「このままでは駄目だ！」と思い、これまでの受験への取組み姿勢、受験対策を一新することを決意しました。

3.受験対策の見直し

そこで、主に、次の2つの取組みを実施しました。

1つ目の取組みは、今更のことを一からやり直し、過去問の整理、傾向と対策を練り、数題の想定問題に対する回答を準備することでした。回答案は、諸先輩方や自分より若い合格者にも添削してもらい、修正を繰り返しました。回答案の作成と添削の繰り返しは、自分の考えや意見を分かりやすく、コンパクトにまとめる訓練になるとともに、頭の中で短時間に回答を組み立てる訓練にも大変役立ったと思います。

2つ目の取組みは、初めての試みであった外部の講座を受講することでした。ちなみに、受講した講座は、本広報誌を発行する(一社)広島県測量設計業協会の技術士第二次受験対策講習会でした。これにより、自分と同世代やより若い人たちの技術士取得に向けての姿勢を改めて知ることができ、刺激を受けました。そして、これまでの自分の受験に対する取組みの甘さを払拭し、これ以上、若い人たちに先を越されてはならない、今年こそ合格してみせるという強い受験意欲を持つことができました。

4.おわりに

今回、合格できた背景には、周りの方々からのご支援とともに、それまでの受験姿勢を思い改め、新たな取組みにより、合格に向けての新しい意気込みと強い気持ちを持つことが成果を上げたと思っています。この私の体験談が、これから技術士受験に挑む方に対し、心機一転を図るきっかけ、試験合格意欲の更なる向上にでもなれば幸いです。

総 会

第38回通常総会

日 時：平成26年4月24日（木） 15：30

場 所：ひろしま国際ホテル

議 題

- 1 平成25年度事業報告承認について
- 2 平成25年度収支決算報告承認について
- 3 平成26年度事業計画（案）について
- 4 平成26年度収支予算（案）について
- 5 役員改選について



平成 25 年度 理事会

第 5 回理事会

日 時：平成 26 年 3 月 26 日（水） 15：00

場 所：広島パシフィックホテル

議 題

- 1 委員会担当事業（事業実施，決算見込，事業計画，予算案）について
 - (1) 総務広報委員会
 - (2) 経営委員会
 - (3) 技術委員会
- 2 平成 25 年度予算流用執行について
- 3 平成 25 年度決算（見込）について
- 4 平成 26 年度収支予算（案）について
- 5 平成 26 年度暫定予算（案）について
- 6 入会及び退会について
- 7 総会の運営について
- 8 中国地区協議会の運営について
- 9 平成 26 年度の建設工事等に係る入札・契約制度の改正について
- 10 その他

平成 26 年度 理事会

第 1 回理事会

日 時：平成 26 年 4 月 24 日（木） 17：00

場 所：ひろしま国際ホテル

議 題：会長・副会長の互選について

第 2 回理事会

日 時：平成 26 年 5 月 8 日（木） 15：00

場 所：広島パシフィックホテル

議 題

- 1 委員会の構成について
- 2 平成 26 年度行事实施計画&委員会開催日程について
- 3 県との意見交換会における議題について
- 4 その他
 - (1) 中国地区協議会定例会の議題
 - (2) 第 19 回測量技術講演会について
 - (3) 講習会の実施計画
 - (4) その他

第3回理事会

日 時：平成 26 年 7 月 17 日（木） 14：00

場 所：広島パシフィックホテル

議 題

- 1 県（本庁）との意見交換会について
- 2 県（出先機関）との意見交換会について
- 3 測量技術講演会の開催形態の見直しに係る対応方策について
- 4 その他
 - (1) 中国地区（設計関係）技術発表会の開催について
 - (2) JACIC セミナー広島開催・応募について
 - (3) 図書紹介＆購入斡旋について
 - (4) その他（情報提供）

第4回理事会

日 時：平成 26 年 11 月 11 日（火） 15：00

場 所：広島パシフィックホテル

議 題

- 1 県（本庁）との意見交換会について
- 2 県（出先機関）との意見交換会について
- 3 土木局長との協議について
- 4 中国地方整備局との意見交換会について
- 5 国の出先機関との意見交換会について
- 6 広報誌の編集方針について
- 7 優良職員表彰について
- 8 経営者懇談会について
- 9 県との災害基本協定の締結について
- 10 第 20 回測量技術講演会について
- 11 その他

平成 25 年度 委員会

第 2 回技術委員会

日 時：平成 26 年 2 月 26 日（水） 15：00

場 所：（一社）広島県測量設計業協会事務局

議 題

- 1 平成 25 年度担当事業報告について
- 2 平成 26 年度担当事業計画・予算について
- 3 その他

第 2 回 経営委員会

日 時：平成 26 年 2 月 27 日（木） 15：00

場 所：（一社）広島県測量設計業協会事務局

議 題

- 1 平成 25 年度担当事業報告について
- 2 平成 26 年度担当事業計画・予算について
- 3 その他

平成 26 年度 委員会

第 1 回 総務広報委員会

日 時：平成 26 年 5 月 27 日（火） 16：00

場 所：（一社）広島県測量設計業協会事務局

議 題

- 1 平成 26 年度総務広報委員会担当事業について
 - (1) 平成 26 年度総務広報委員会担当事業計画・予算
 - (2) 優良職員表彰
 - (3) 親睦行事
 - (4) 広報誌の編集
 - (5) その他
- 2 その他

第 2 回 総務広報委員会

日 時：平成 27 年 1 月 29 日（木） 15：00

場 所：（一社）広島県測量設計業協会事務局

議 題

- 1 広報誌の編集について
- 2 平成 26 年担当事業報告について
- 3 平成 27 年度担当事業計画・予算について
- 4 その他

広報誌編集会議

日 時：平成 26 年 10 月 31 日（金） 15：00

場 所：（一社）広島県測量設計業協会事務局

議 題

- 1 広報誌の編集について
- 2 その他

総務委員会担当事業

優良職員表彰

表彰式：平成 26 年 12 月 4 日（木）

表彰者：経営者懇談会前に荒谷会長から表彰

被表彰者：6 社 14 名



第1回 技術委員会

日 時：平成 26 年 5 月 20 日（火） 16：00

場 所：（一社）広島県測量設計業協会事務局

議 題

1 平成 26 年度技術委員会担当事業について

- (1) 技術士第二次受験対策講習会
- (2) コンクリート診断士受験対策講習会
- (3) RCCM 受験対策講習会
- (4) 安心・安全な社会基盤に関する講習会
- (5) 土木コンサルタント業務実務講習会
- (6) 災害復旧実務講座（コンサルタント編）

2 その他

- (1) 第 19 回測量技術講演会
- (2) 中国地区第 1 回技術発表会
- (3) 美しい山河を守る災害復旧基本方針改定説明会

技術委員会担当事業

1 技術士第二次受験対策講習会（CPD 対応）

日 時：平成 26 年 4 月 21 日（月） 9：30

場 所：広島県立総合体育館

講 師：技術士 矢木一光氏

参加者：9 社 21 名（中国 4 県測協会員含む）



2 コンクリート診断士受験対策講習会

（CPD 対応）

日 時：平成 26 年 5 月 19 日（月） 9：30

場 所：広島県立総合体育館

講 師：広島県コンクリート診断士会

参加者：9 社 19 名（中国 4 県測協会員含む）



3 RCCM 受験対策講習会 (CPD 対応)

日 時：平成 26 年 5 月 28 日 (水) 9:30

場 所：広島県立総合体育館

講 師：工学博士 山下祐一氏

参加者：8 社 12 名



4 安全・安心技術研修会 (CPD 対応)

日 時：平成 26 年 6 月 3 日 (火) 9:30

場 所：広島県立総合体育館

講 師：工学博士 山下祐一氏

参加者：16 社 34 名 (中国 4 県測協会会員含む)



5 「美しい山河を守る」災害復旧基本方針
改定説明会

日 時：平成 26 年 6 月 6 日 (金) 14:30

場 所：自治会館

6 土木コンサルタント技術講習会 (CPD 対応)

日 時：平成 26 年 6 月 10 日 (火) 13:30

場 所：広島県立総合体育館

講 師：広島県職員

参加者：13 社 42 名 (非会員 1 名)



7 災害復旧実務講座 (コンサルタント編)

(CPD 対応)

日 時：平成 26 年 7 月 4 日 (金) 10:30

場 所：広島県立総合体育館

参加者：17 社 33 名 (中国 4 県測協会会員含む)



8 中国地区協議会第2回技術発表会（CPD対応）

日 時：平成26年10月3日（金） 13：00

場 所：米子コンベンションセンター

内 容：国の優良業務表彰事例発表
（中国5県各1事例）

参加者：58社195名（中国4県測協会員含む）

9 独禁法講習会（建設関連5団体共催）

日 時：平成26年10月21日（火）

場 所：広島県民文化センター



第1回 経営委員会

日 時：平成26年5月29日（木） 16：00

場 所：広島パシフィックホテル

議 題

- 1 平成26年度経営委員会担当事業計画・予算について
- 2 平成26年度経営委員会担当事業実施方針
- 3 平成26年度発注機関との意見交換会に係る検討資料
- 4 平成25年度発注機関との意見交換会協議結果
 - (1) 県（本庁）
 - (2) 県（出先機関）
 - (3) 国（出先機関）
- 5 その他

第2回 経営委員会

日 時：平成26年7月14日（月） 15：00

場 所：ひろしま国際ホテル

議 題

- 1 入札制度改正を踏まえた課題等検討会議結果
- 2 平成26年度 県との意見交換会に係る提案・要望事項
- 3 出先機関との意見交換会実施計画
- 4 その他

経営委員会担当事業

1 県との意見交換会

日 時：平成 26 年 7 月 22 日（月） 14：00

場 所：ひろしま国際ホテル

出席者

（県庁） 土木整備部長，建設産業課長，
技術企画課長等

（協会） 会長，副会長，各委員長，
経営副委員長，事務局長



要望内容

- (1) 適正な競争環境の整備について
 - ① 入札関係資料作成業務に係る負担軽減について
 - ② 中小企業等の受注環境改善に向けた入札制度等見直し
 - ③ 優良業務・優秀技術者等を対象にした表彰制度等の創設
 - ④ 予定価格の事後公表
- (2) 大規模災害対応における官民協力体制の構築
- (3) 建設関連業の存続・発展に向けた取り組みへの支援・協力

2 土木局長との協議

日 時：平成 26 年 10 月 15 日（火） 11：00

場 所：土木局長室

出席者

（県庁） 土木局長，土木整備部長，建設産業課長等

（協会） 会長，副会長，経営委員長，事務局長

協議内容

- (1) 入札契約
- (2) 災害支援協定
- (3) 施工管理補助管理業務

3 県建設事務所との意見交換会

日 時：平成 26 年 7 月 29 日（水）～9 月 2 日（水）

場 所：各事務所

出席者

（県庁） 所長（支所長），次長（事務・技術），関係課長等

（協会） 会長，副会長，経営委員長，関係理事・経営委員，事務局長

要望内容

- (1) 中小企業等の受注機会の確保
 - ① 価格競争入札枠の拡充
 - ② 実績要件（地域性・価格等）の緩和
 - ③ 配置予定技術者要件の厳格化
 - ④ 手持ち件数評価点の見直し
 - ⑤ 発注標準の適正運用
 - ⑥ 地元企業優先枠の新設
- (2) 入札関係資料作成業務に係る負担の軽減
- (3) 入札契約制度全般

(4) 災害支援協定

4 国（出先機関）との意見交換会

日 時：平成 26 年 11 月 18 日（火） 16：10

場 所：ひろしま国際ホテル

出席者

（国） 国の出先機関（福山・三次・太田川・
広国）所長及び副所長，中国地方整備局
企画部技術管理課建設専門官

（協会） 会長，副会長，理事，監事

要望内容：地元企業の受注機会の確保



5 経営者懇談会

日 時：平成 26 年 12 月 4 日（木） 15：45

場 所：ひろしま国際ホテル

講 演

「これからの建設業～コンクリート技術の
視点から～」



広島工業大学 教授 十河茂幸氏



講習会・研修会開催状況

開催日 (会場)	講習会・研修会名	担当	参加者数	内 容
H26.4.21 (広島県立総合 体育館)	技術士第二次受験対策 講習会	技術委員会	9社20名 (中国4県 測協協会 員含む)	技術士の資格取得に向けた関連知識 の習得。 ☆ CPDポイント 測量7ポイント・建設5.3ポイント 
H26.5.19 (広島県立総合 体育館)	コンクリート診断士受験 対策講習会	技術委員会	9社19名 (中国4県 測協協会 員含む)	コンクリート診断士の資格取得に向 けた関連知識の習得。 ☆ CPDポイント 測量6ポイント・建設6ポイント 
H26.5.28 (広島県立総合 体育館)	RCCM 受験対策講習会	技術委員会	8社12名	RCCM の資格取得に向けた関連知識の 習得。 ☆ CPDポイント 測量6ポイント・建設5.7ポイント 
H26.6.3 (広島県立総合 体育館)	安全・安心技術研修	技術委員会	15社34名 (中国4県 測協協会 員含む)	災害に備えて、のり面・斜面に対する 理解を深めるための知識の習得や技 術力の向上を図る。 ☆ CPDポイント 測量6ポイント・建設5.9ポイント 
H26.6.6 (自治会館)	「美しい山河を守る」災害 復旧基本方針説明会	広島県・国 土交通省	22社66名	☆ CPDポイント 測量2ポイント・建設1.3ポイント
H26.6.10 (広島県立総合 体育館)	土木コンサルタント技術 講習会	技術委員会	13社39名	土木関係調査設計業務の適正な施行 及び技術力向上を図る。 ☆ CPDポイント 測量3ポイント・建設2.9ポイント 

講習会・研修会開催状況

開催日 (会場)	講習会・研修会名	担当	参加者数	内 容
H26.7.4 (広島県立総合 体育館)	災害復旧実務講座(コンサル タント編)	広島県土木 協会, 技術 委員会	17社33名 (中国4県 測協協会 員含む)	実際に作成した災害査定設計書と比較・検討し, 実務に関する知識を習得 ☆ CPDポイント 測量・建設各4ポイント 
H26.10.3 (米子コンベン ションセンター)	第2回設計関係技術発表 会	中国地区協 議会	58社195名 (中国4県 測協協会 員含む)	国の優良業務表彰事例発表 ☆ CPDポイント 測量4ポイント・建設3.5ポイント
H26.10.21 (県民文化セン ター)	建設関連5団体共催(独禁 法)講習会	技術委員会	15社39名 (広島県 測協会 員・賛助会 員)	自由経済社会の下で事業活動を行う 上で, 事業者が最低限守らなければな らないルールである事を再認識する。 ☆ CPDポイント 測量3ポイント・建設2.5ポイント 



よりよい環境づくりを目指す

ウムヴェルト株式会社

この度は大切なご縁を頂き、平成 26 年度から（一社）広島県測量設計協会に入会させて頂きまして協会会員の皆様、関係者の皆様、心から感謝申し上げます。

弊社は、昭和 57 年 12 月に有限会社 設計平賀として創業いたしました。平成 14 年 7 月には、ウムヴェルト株式会社として組織変更を行い、今年を持ちまして創業 31 周年を迎えました。

創業当初、先代社長 平賀 勝が、神奈川県横浜市にある日揮株式会社の下請け業者として石油精製プラント及び火力発電所の設計、現場測量に従事しておりました。

平成 14 年には、建設コンサルタント業を中心とした組織変更を行い現在に至っております。

弊社の社名は、ドイツ語で“ウムヴェルト”環境を意味します。あらゆる環境づくりを行う目的に世の中のお役に立たせていただくお仕事、地域貢献できる企業を目指しております。ウムヴェルト株式会社では、これまで培ってきた経験を生かし、平成 16 年から建設コンサルタントのノウハウを生かした非破壊業を新規事業の目玉として約 10 年間取組んで参りました。

弊社新規事業立上げ当初からのビジョンとしてこれからの建設コンサルタント業界は、新しい物を作る時代から維持管理への時代になる時代背景に着眼し地中探査の事業を主に取組んで参りました。建物の鉄筋の調査、道路及び護岸地下の空洞探査、埋設管探査、敷地の埋設物の調査などあらゆる業務の実績を地道に積んできました。

非破壊探査とは、建物、構造物を壊さずその内部の状態を確認し損傷、劣化の状況を調べる検査を目的に行う維持管理になくてはならない仕事と言えます。

現在この非破壊技術を生かした、点検業務（橋梁点検、道路施設点検、国道共同溝施設位置点検、トンネル点検、護岸施設点検、下水工事による事前事後空洞探査、各種老朽化点検、他各種点検）を行っております。

今年度では、これまで不可能とされていた調査の一つとして 11m 地下の下水本管の埋設位置の探査業務を公共団体様から受注し全国で 5 例目に当たる探査を行いました。

通常電磁波レーダー探査では、地下 2.5m～3m までの深度が探査限界であり、本業務では、下水本管にビデオカメラ付き電磁波発信機装着型自走ロボットを挿入し下水本管内部から電磁波による磁界を発生させ地上から電磁波をキャッチする方法として電磁波誘導法を採用し平面位置探査の実施を行いました。またその平面位置については、3 次元データとして GPS 測量を行いました。

弊社にとって大きな実績となっております。

(下水本管ロボット挿入)



(地上電磁波誘導法)



(GPS 測量)



道路施設付属物点検



橋梁点検



護岸空洞探査



トンネル点検



室内コンクリート強度試験



道路空洞探査、埋設管探査



平成 27 年 4 月には、広島支店を広島市南区段原に移転開設しあらゆるお客様のニーズと迅速な対応を目的に世の中のお役に立たせていただくお仕事の創設を目指して参ります。協会会員の皆様のご用命、ご要望をいただければ幸いです。これからも引き続き宜しくお願い申し上げます。

ウムヴェルト株式会社
代表取締役 平賀 勝秀



総括事業所（呉市）



案内図



新広島支店予定地（広島市南区段原）

企業概要

商号：ウムヴェルト株式会社
所在地：（総括事業所）〒737-0004 広島県呉市阿賀南 8 丁目 1 番 7 号
TEL(0823)76-5855・FAX(0823)76-5856 e-mail umwelts57@khc.biglobe.ne.jp
（広島支店）〒731-5101 広島市佐伯区五月が丘 5 丁目 3 番 13 号
TEL(082) 942-6664・FAX(082) 942-6665
（本社）〒737-0004 広島県呉市阿賀南 5 丁目 7 番 13 号
TEL(0823)71-6953 <http://www.geocities.jp/umwelts57/>
（東広島営業所）〒739-0037 広島県東広島市西大沢 1 丁目 20 番 11 号
（尾道営業所）〒722-0062 広島県尾道市向東町 12070-40
（福山営業所）〒720-0816 広島県福山市地吹町 4 番 1 号 有木マンション B403 号
代表者：代表取締役 平賀 勝秀
創業：昭和 57 年 12 月
設立：平成 14 年 7 月（ウムヴェルト(株)組織変更）
資本金：2,000 万円
登録：測量業者登録 (3)-28296 号、建設コンサルタント登録 建 22 第 009569 号
補償コンサルタント登録 補 25 第 4707 号
所属団体：（一社）広島県測量設計協会 正会員、エスパー探査協会 正会員 B

業務内容

土木設計（河川、道路、急傾斜、下水道、宅地造成、農林土木）一般測量・用地測量・工事測量工事用図面作成
地質調査・井戸ボーリング・補償関連ジオトープ環境調査設計・水質調査・人材出向業務・電子納品作成業務
地下レーダ探査・鉄筋探査・埋設物埋設管探査・空洞探査・ひび割れ探査・鉄筋ガス圧接部非破壊検査・各種調査業務



会社概要



所在地 広島市東区光町二丁目 10-11

創業 1946年12月1日

事業内容

道路、橋梁、河川、港、造成、上下水道などのあらゆる土木インフラに関して、測量・地質調査から計画・設計まで一貫したコンサルティングを手掛ける総合建設コンサルタントです。

中国地方を拠点に、北海道から沖縄まで国内で数多くのプロジェクトに参画し、ミャンマーやベトナムなどの海外事業にも注力しています。

主な事業内容

- 土木事業に関する建設コンサルタントおよび施工管理業務
- 地質または土質の調査・試験・計測および解析
- 土地・工作物、海岸の測量および空中写真による測量
- 補償コンサルタント業務、環境計量事業に関する業務
- 建築に関する調査・企画・設計・監理

主な事業所

広島本社、東京支社、大阪支社、四国支社、九州支社、東北支店、名古屋支店、ヤンゴン事務所など

自社における人材確保・育成

次世代へ投資が行える財務体質に

働きがいのある職場を考えると、1点目はフィーとなります。それ以外としては、仕事に誇りを持つことが大事であると思っています。そのためには、何らかの新しいことに取り組むことが重要であると考えています。

①CIM推進に向けて導入したフルカラー3Dプリンターの活用②新たなコンサルタントサービスへの挑戦として東京大学およびアジア航測との3者で立ち上げた産学連携「復興デザイン研究体」に取り組んでいます。さらには今後、橋梁点検車の購入なども視野に入れています。また、研究開発投資を継続していくことがモチベーションの向上に寄与するとも思っています。いずれにしても、やることは一步一步で、様々なことを身をもって体験することが人材育成、定着促進につながると考えています。

人材と技術には積極的に投資し、従来の受注型から、自ら仕事を生み出す提案型の会社を目指します。

重点施策



多様な人材の確保と育成、活躍・定着できる環境づくりを推進する一環として、「CIMへの対応の基礎となる三次元設計標準化」を目指して人材育成・環境整備に取り組んでいます。

三次元設計標準化へ

人材育成

- ・ CIM研修 (新入社員・技術職員)
- ・ CIM推進室、ベンダーによるサポート

2014年度 新入社員研修のプログラム

CIM 初級研修 (4日間)

少人数グループ制で、CIMの概要説明、地形・構造物のモデル作成のハンズオン研修後、各課題に取り組み、レポートをまとめました。

造成計画や道路構造設計の三次元化

CIM 集中研修 (2ヶ月間)

CIM初級研修よりも所属の専門性に特化した内容で進めました。先輩社員の指示で2D図面から3D図面の作成を行い、動画やパース、各シミュレーションに活用しました。外部講師による指導機会を設け、技術的不安を解消するとともに国内外のCIM事例紹介をしていただきました。

二次元の平面、縦横断など各種図面から三次元モデルを作成し、土量計算、干渉チェックなどに応用

CIM 成果発表会 (1日間)

1人15分で研修成果を発表しました。審査員が発表内容や態度、資料等の項目で評価し、優秀者を表彰しました。その他、ワールドカフェ形式で「CIMの推進方策」をテーマに人材育成、受注活動、生産活動、ソフト等環境マネジメントのあり方等をディスカッションしました。

フルカラー3Dプリンターの導入

弊社の所有する3Dプリンター ProJet 660Proは石膏で0.1mmずつ積層造形されます

3Dプリンター用データ作成の流れ

3Dモデリング
(地形、構造物他)
例: CIVIL3D
(LIMX, FBX, DWG)

3Dデータに合成
例: INFRAWORKS (FBX)

3Dプリンター用データに変換
例: 3DS MAX (.OBJ, 3DS)

3Dプリンター用ソフトでエラーを修正
例: MAGIC8 (ZPR)

形状の作成

テクスチャ付与

データ形式の変換

データの最終調整

3Dプリンターで出力した模型を活用

- ・ 協議や説明会の資料
- ・ 成果品の+αとして

航空写真や衛星写真を利用してリアルな模型作成が可能です。地形データと道路や構造物のデータを組み合わせて、計画や景観の検討に活用できます。

広島市での集中豪雨に伴う土砂災害箇所模型を作成しました。

可部地区

八木地区

災害復旧の協議に活用



弊社は昭和30年1月に株式会社ジツタ広島支店として開設を致しました。平成11年に株式会社ジツタ中国として独立、本年1月で創業60年となります。昭和45年には福山店を開設し、現在は広島県内に2店舗、岡山と松江の計4事業所で中国地区に密着した営業を展開しております。

創業以来、測量機・測量CAD・製図器・気象水文機器の販売・メンテナンスを中心に営業を行ってきており、測量設計業の皆様へ育てて頂いた会社です。

測量機のトプコン、製図機の武藤工業、測量鋸のコノエ等々、代理店として皆様に最新の機器、情報をご提供させて頂きました。

御承知の通り、この10年間の測量設計業界を取り巻く環境は大きく変化をしてきました。測量CADメーカーや用紙のメーカーの多くが市場から退出するなか、弊社自身も取り扱う商品や営業スタイルも微力ながら変化する努力をしてまいりました。特に測量機器関連では、トプコン製GPSを国内で最初に販売し、GISのビジネスに於いてもソフトウェアの販売等に注力して参りました。

測量機器のメンテナンスに於いては点検調整だけではなく、通常はメーカー修理になる重修理も弊社で完結できるように、最新の設備と技術者の教育を行っており、国内でも屈指の体制を構築しております。

弊社の事業として、気象水文観測機器の販売設置メンテナンスも行っております。近年では広島高速交通(株)様(アストラムライン)の気象地震観測機器設置やスカイレールサービス(株)様への気象観測装置設置を始め、水位計や水質計の設置メンテナンスも自社体制で行っております。

現在は3次元のソリューションビジネスとしてハード、ソフトのご提案からサポートまで可能な体制の構築に取り組んでおります。国土交通省が推進するCIM、BIM、情報化施工には早くから積極的な取り組みを継続して行っており、お取引様の社内勉強会などへの講師の派遣などもさせて頂いております。

特にCIM、3Dをキーワードに測量設計業の皆様の業務の高度化、省力化、効率化のお役に立てる情報の提供を今後も努力してまいります。

初代グッピー



トプコンGTS-3



トプコン製GPS



アストラムライン地震気象設備



スカイレールサービス気象設備



平成 26 年度 中国地方整備局企画部との意見交換会

日 時：平成 26 年 10 月 28 日（火） 16：30

場 所：ひろしま国際ホテル

出席者

（国） 企画部長，技術調整管理官，技術開発調整官，技術管理課長等
（協議会） 会長，副会長（各県測協会長），幹事等

要望内容

- 1 安全で安心な地域社会の実現に寄与する社会基盤整備の円滑な
推進が可能となる業務量の確保と実施態勢の整備
- 2 地元業者に配慮した入札制度及び表彰制度の運用
 - （1） 低入札価格調査基準の見直し
 - （2） 地元企業に配慮した入札契約制度の運用
 - ① 地域要件の設定による地元企業の受注機会の確保
 - ② 地法版プロポーザル制度の創設
 - （3） 管理技術者育成に向けた対応
 - （4） 地元企業の受賞機会が確保される表彰制度の創設



第2回中国地区協議会技術発表会

日 時：平成26年10月3日（金） 13：00

場 所：米子コンベンションセンター

特別講演

「道路施設の保全」

国土交通省 中国地方整備局 中国技術事務所 維持管理技術課長 高 崎 修氏

事例発表

1 「橋梁災害復旧事例～河川橋梁の災害復旧～」

(株)宇部建設コンサルタント 設計部次長 徳 原 裕 輝氏

2 「芦田川河川管理施設調査設計業務」

ダイホーコンサルタント(株) 設計部課長 山 本 博 文氏 (当日変更 島田清崇氏)

3 「鳥取自動車道橋梁点検業務」

(株)エイト日本技術開発 国土インフラ事業部 副部長 海 野 達 夫氏

4 「津和野川^{なよし}名賀川災害測量設計その6業務」

(株)大隆設計 技術部長 大 国 明 義氏

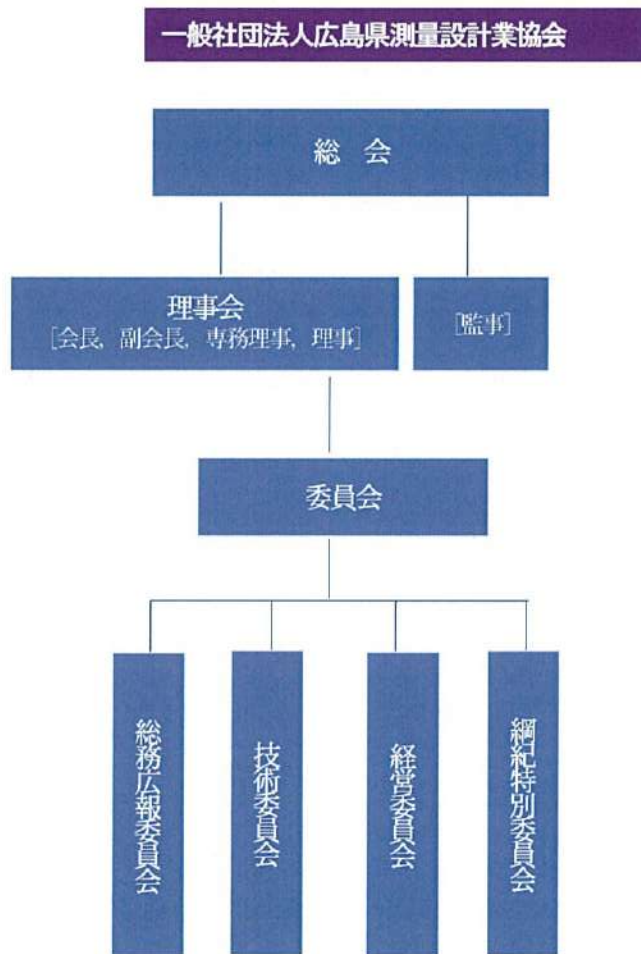
5 「天神川穴鴨4号砂防堰堤測量設計業務」

西谷技術コンサルタント(株) 設計部長 河 本 達 郎氏

参加者 (広島県測協)

5社18名

組 織 図



一般社団法人 広島県測量設計業協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人広島県測量設計業協会と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、測量設計技術の向上と経営の安定化に関する調査研究等の活動を行うことにより、広島県内における測量設計業の健全な発展及び地位の向上を図るとともに、社会資本整備の促進に貢献し、地域社会の発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 測量設計業の技術及び経営に関する総合的な調査研究及び指導
- (2) 測量設計業に関する技術、経営等に関する研修会、講習会の開催
- (3) 測量設計に関する制度、経営等に関する情報及び資料の収集並びに提供
- (4) 測量設計業に関する普及及び啓発
- (5) 測量設計業の発展を図るため、関係行政機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）への要望、連絡等並びに関係機関等との意見交換及び提携等
- (6) 災害等緊急時における技術援助の実施
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 測量法(昭和24年法律第188号)に基づく登録業者のうち、測量設計業を営み、広島県内に本店、支店、営業所を置く者で、この法人の目的に賛同して入会した法人又は個人であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した法人又は個人であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会で定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会員になった時及び毎年、総会において別に定める額を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。なお、この場合、その会員に対し、総会開催の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、又はその目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総ての正会員が同意したとき。

(3) 会員が死亡し、若しくは測量法に基づく登録を取り消され又は解散したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、総ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 常勤の理事及び会員以外の監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後2箇月以内に開催する。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 総ての正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

(議 長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議 決 権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は正会員として決議に加わることが出来ない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総ての正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第21条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(委任等)

第19条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議

決権の行使を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなすものとする。

2 前項の代理権等の授与は、総会ごとにしなければならない。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した会員の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第5章 役員等

(役員設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上11名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法に規定する代表理事とし、専務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び専務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、いつでも総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 役員は、無報酬とする。ただし、専務理事及び会員以外の監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(責任免除)

第28条 この法人は役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び相談役)

第29条 この法人に任意の機関として顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者の中から、相談役はこの法人に功労があった者の中から、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、この法人の運営に関して会長の諮問に応え、または会長に対し、意見を述べることができる。
- 4 顧問に対しては、総会において定める総額の範囲内で総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給するとともに、その職務を行うために要する費用を理事会の決議において別に定める支給基準にしたがって弁償することができる。
- 5 相談役は無報酬とする。ただし、職務を行うために要する費用を理事会の決議において別に定める支給基準にしたがって弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、総ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、副会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、通常総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

4 定款及び会員名簿は、主たる事務所に備え置くものとする。

5 貸借対照表は、総会終了後、遅滞なく公告しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 委員会

(委員会)

第43条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(事務局の設置)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、専務理事をもって充てることとし、職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 補 則

(委 任)

第45条 この定款に定めるものの他、この法人の運営について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は荒谷壽一とし、専務理事は坂井克二とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106号第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

役員名簿

H26.4

役職名	氏名	会社名等	備考
顧問	平口 洋	衆議院議員	
顧問	山木 靖雄	広島県議会議員	
顧問	狭戸尾 浩	広島県議会議員	
会長・理事	荒谷 壽一	(株)荒谷建設コンサルタント	
副会長・理事	河野 吉次郎	復建調査設計(株)	技術・経営委員会担当
副会長・理事	法堂 一成	ダイホーコンサルタント(株)	総務広報・経営委員会担当
専務理事	坂井 克二	事務局 長	
理事	土肥 真也	(株)セトウチ	経営委員会副委員長
理事	高杉 鶴雄	(株)知久設計	総務広報委員会委員長
理事	寺田 博行	中国開発調査(株)	技術委員会副委員長
理事	中川 道弘	中電技術コンサルタント(株)	経営委員会副委員長
理事	森脇 克彦	フクヨシエンジニアリング(株)	経営委員会委員長
理事	伊藤 利夫	明伸建設コンサルタント(株)	総務広報委員会副委員長
理事	佐々木 仁志	(株)陸地コンサルタント	技術委員会委員長
監事	三宅 啓文	ケイ・エム調査設計(株)	総務特別委員会委員長
監事	関 一晴	関一晴税理士事務所	総務特別委員会副委員長

(一社) 広島県測量設計業協会 委員会構成

一般社団法人 広島県測量設計業協会		会 長 荒 谷 壽 一 (荒谷建設コンサルタント)		平成27年1月現在	
委員会	担 当 内 容	担当副会長	◎委員長	○副委員長	担当委員
総務 広報	協会の組織・運営・福利厚生に関すること 表彰・親睦・研修に関すること 3 宣伝・広報活動に関すること 4 測量・設計業に関する情報・資料収集に関すること 5 他の委員会に属しない事項	法堂 一成 (ダイホー)	◎高杉 鶴雄 (知久設計) ○伊藤 利夫 (明伸建設) 愛須 章友 (日航C) 住吉 喬 (第一総合E) 下花 真二 (ヒロコン)	○副委員長	岡田 宏 (エイテック) 川上 浩 (エイト日本技術開発) 大淵 岩雄 (新東C) 友則 雅裕 (広測C)
技 術	1 測量・設計の適正単価・歩掛・諸経費率・材料・機械器具に関すること 2 技術の改善・作業の省力化等に関すること 3 各種研究会・講習会の実施に関すること	河野 吉次郎 (復建調査)	◎佐々木仁志 (陸地C) ○寺田 博行 (中国開発) 星居 克典 (アキテクノス) 入江 久夫 (安芸建設C) 立岩 英治 (広建C) 平賀 勝秀 (ウムヴェルト)		山下 昭次 (創和技研) 森川 和夫 (中国施設) 峯岡 静彦 (ミネオカ測量) 高橋 茂樹 (ニュー技術)
経 営	1 測量法関係・法令・制度に関すること 2 入札・請負・契約・約款に関すること 3 発注官公庁の連絡提携・陳情・請願・建議に関すること 4 災害発生時における実態の把握に関すること	河野 吉次郎 (復建調査) 法堂 一成 (ダイホー)	◎森脇 克彦 (フクヨシE) ○土肥 真也 (セトウチ) ○中川 道弘 (中電技術C) 泉田 義博 (イズタC) 飯川 松義 (アース開発C) 飯田 昇 (瀬戸内開発C)		山田 雅昭 (中国工務) 前田 良刀 (ドニューー大地) 日野原浄弘 (日野原富士C) 青木 成夫 (LAT 環境)
網 紀 特 別	1 会員の退会・除名に関すること 2 役員の解任に関すること 3 会員相互の紛争・苦情等に関すること	—	◎三宅 啓文 (ケイ・エム調査) ○関 一晴 (関一晴税理士事務所)		荒谷 壽一 (荒谷建設C) 河野吉次郎 (復建調査) 法堂 一成 ((ダイホーC)

(一社) 広島県測量設計業協会

顧問 平口 洋 会長 荒谷 壽 一
山木 靖 副会長 河野 吉次郎
狭戸 尾 副会長 法 堂 一 成

(50 音順)

会 社 名	代 表 者	郵便番号	所 在 地	電 話	F A X	登録番号
㈱アース開発コンサルタント	飯川 松 義	737-0161	呉市郷原町7140番地の1	0823-70-3555	0823-70-3556	9675
㈱アキテクノス	星居 克典	731-3164	広島市安佐南区伴東四丁目21番16号	082-848-3117	082-848-3118	31469
㈱安芸建設コンサルタント	入江 久 夫	736-0082	広島市安芸区船越南四丁目3番25号	082-823-8000	082-823-7171	6679
㈱荒谷建設コンサルタント	荒谷 壽 一	730-0831	広島市中区江波西一丁目25番5号	082-292-5481	082-294-3575	534
㈱イズタコンサルタント	泉田 義博	723-0051	三原市宮浦三丁目34番10号	0848-64-4190	0848-64-4148	16238
ウムヴェルト ㈱	平賀 勝 秀	737-0004	呉市阿賀南五丁目7番13号	0823-76-5855	0823-76-5856	28296
㈱エイテック	岡田 宏	720-0822	福山市川口町一丁目16番35号	084-953-2721	084-954-4862	2671
㈱エイト日本技術開発広島支店	川上 浩	732-0055	広島市東区東蟹屋町15番3号	082-263-7771	082-263-7769	263
ケイ・エム調査設計 ㈱	三宅 啓文	733-0003	広島市西区三篠町三丁目24番19号	082-238-2371	082-238-6700	5123
㈱新東コンサルタント	大淵 岩 雄	733-0002	広島市西区楠木町三丁目15番11号	082-237-4691	082-238-3973	1225
㈱セトウチ	土肥 真也	725-0004	竹原市東野町158番地の3	0846-29-1720	0846-29-1721	7950
㈱瀬戸内開発コンサルタント	飯田 昇	733-0007	広島市西区大宮二丁目2番2号	082-237-0988	082-237-0994	4185
㈱創和技研	山下 昭次	733-0821	広島市西区庚午北四丁目6番25号301	082-275-5366	082-275-5367	12179
ダイホーコンサルタント ㈱	法堂 一 成	721-0961	福山市明神町一丁目5番38号	084-931-5211	084-931-1411	2649
㈱第一総合エンジニア	住吉 喬	731-0102	広島市安佐南区川内二丁目3番53-7号	082-879-0701	082-879-0734	1782
㈱知久設計	高杉 鶴雄	721-0903	福山市坪生町216番地	084-947-5412	084-948-4226	8367
中国開発調査 ㈱	寺田 博行	733-0822	広島市西区庚午中二丁目13番24号	082-274-1211	082-274-0022	773
中国工務 ㈱	山田 雅昭	731-0101	広島市安佐南区八木八丁目21番28号	082-873-2069	082-873-2079	1523
中国施設設計 ㈱	森川 和 夫	732-0056	広島市東区上大須賀町1番1号	082-261-4379	082-261-1630	145
中電技術コンサルタント ㈱	末國 光彦	734-8510	広島市南区出汐二丁目3番30号	082-255-5501	082-255-5601	1390
㈱ドユー大地	前田 良 刀	733-0037	広島市西区西観音町17番17号 ADビル	082-532-5120	082-532-5125	139
㈱ニュー技術	高橋 茂 樹	731-5155	広島市佐伯区城山一丁目1番3号	082-927-3500	082-927-3501	17479
㈱日航コンサルタント	愛須 章 友	739-0025	東広島市西条中央一丁目17番9号	082-423-5773	082-423-5985	372
㈱ヒロコン	下花 眞二	734-0011	広島市南区宇品海岸三丁目13番28号	082-250-8515	082-250-8516	476
㈱日野原富士コンサルタント	日野原 淨弘	731-0153	広島市安佐南区安東一丁目6番9号	082-878-0908	082-872-3729	15871
広建コンサルタント ㈱	元 廣 和 弘	720-0822	福山市川口町一丁目7番3号	084-954-2411	084-954-1434	9608
㈱広測コンサルタント	友則 雅 裕	739-0042	東広島市西条町西条東809番地の1	082-422-2556	082-423-8291	477
フクヨシエンジニアリング ㈱	森 脇 克 彦	733-0025	広島市西区小河内町二丁目21番9号	082-942-1241	082-296-8071	32303
復建調査設計 ㈱	小田 秀 樹	732-0052	広島市東区光町二丁目10番11号	082-506-1811	082-506-1890	115
ミネオカ測量設計 ㈱	峯岡 静 彦	722-0051	尾道市東尾道10番地20	0848-20-2711	0848-20-2714	7203
明伸建設コンサルタント ㈱	伊藤 利 夫	733-0033	広島市西区観音本町一丁目4番12号	082-291-3141	082-295-1065	4866
㈱LAT環境クリエイト	青木 成 夫	733-0821	広島市西区庚午北二丁目1番4号	082-273-2605	082-271-2230	32491
㈱陸地コンサルタント	佐々木 仁志	739-0005	東広島市西条大坪町8番27号	082-423-2627	082-422-6303	876

平成 27 年 2 月

(一社) 広島県測量設計業協会 賛助会員名簿

等簿名員会

会社名	代表者	所在地	電話 FAX
アイサントクテクノロジー(株)	柳 澤 哲 二	460-0003 名古屋市中区錦 3-7-14 ATビル	052-950-7500 052-950-7507
(株)アライズソリューション	荒 谷 悦 嗣	730-0847 広島市中区舟入南 2-7-1 ふぁみ～ゆ舟入南 2階	082-293-1231 292-0752
(株)エフ・ケアー・シー	長 原 克 明	732-0052 広島市東区光町 2-11-31	082-568-5633 568-5638
(株)山陽測器	桐 木 博 之	733-0821 広島市西区庚午北 1-20-9	082-272-1567 273-6662
(株)ジッタ中国	實 田 泰 之	730-0043 広島市中区富士見町 16-2	082-244-2331 244-3311
(株)トリプルパートナーズ中国	窪 田 義 則	〒735-0004 安芸郡府中町山田 2-4-1 サンシルクⅡ	082-236-3820 236-3821
(株)日刊建設工業新聞社	高 田 智	730-0016 広島市中区幟町 3-56	082-221-7236 223-1165
富士ゼロックス広島(株)	弓 ^ハ 前 ^タ 田 恭 弘	732-0827 広島市南区稲荷町 2-16	082-568-6300 568-6688
ランデス(株)中国西支店	中 村 稔	731-0102 広島市安佐南区川内 5-16-12	082-830-5571 830-5575

平成 26 年度 経営者懇談会

日 時：平成 26 年 12 月 4 日（木） 15：45

場 所：ひろしま国際ホテル

講 演

「これからの建設業～コンクリート技術の視点から～」

広島工業大学 教授 十 河 茂 幸氏



平成26年度県との意見交換会協議録（要旨）

- 1 日 時 平成26年7月22日（火）
- 2 会 場 ひろしま国際ホテル 3階「サファイア」
- 3 出席者 広島県：土木整備部長，建設産業課長，技術企画課長 等
県測協：会長，副会長，各委員長，経営副委員長，事務局長

4 議事

- (1) 会長挨拶
省略

- (2) 山木顧問挨拶
省略

- (3) 土木整備部長の挨拶

- 県測協には県の建設行政の推進に理解・協力を頂き，また測量設計業の健全育成と技術力の向上への取り組みを通して本県の社会資本整備・維持管理の計画的な推進に貢献していただいていることに対し，厚くお礼を申し上げます。
- 今年度は切れ目のない緊急雇用対策として事業効果の早期発現を目指し昨年来から早期執行に取り組んでおり一層の協力をお願いします。
- 6月から測量設計業務に係る入札契約制度の大幅な改正を行った。この結果については入札契約制度の中期整備計画と今回の改正結果を踏まえ，より良い制度としたいとと考えている。
- 一方で若手技術者の減少と技術の継承が官民双方の重要な課題となっており，改正品確法の基本理念の実現という課題に向け，国等と連携しながら若手技術者の確保育成に努めていきたい。
- 協会にも一層のご尽力をお願いしたい。本日は災害支援協定を含め意見交換を考えているので宜しく願います。

(4) 入札契約制度改正概要についての説明

【技術企画課長】

◎ 「平成26年度建設業関係説明会次第」で説明。

〔事業費内訳書&履行体制事前届出方式：43～44頁〕

- ① ダンピングまたは再委託先へのしわ寄せ防止により再委託先との対等な立場での合意による公正な契約締結を図るため応札時に提出を求め、契約後においても内容の妥当性を調査するもの。
- ② 品質確保に向けた取り組みとして、再委託先の法定福利費を適正に見積もり雇用環境の改善面から将来を担う技術者の確保育成に資することを目的としている。
- ③ 低入札調査対象外は労務費の内訳を作成して提出、対象となる場合は今まで作成していた資料のうち再委託関係と労務賃金の設定状況を追加して提出することとなる。
- ④ 規模が大きい業務については低入札調査の対象か否かを問わず提出して頂く。
- ⑤ 再委託先関係&労務賃金は低入札調査時に確認、5,000万円以上の業務については完成後調査と同様な調査を実施する。

〔記載例〕

- 所定事項に記入漏れが無いこと、特に低入札の場合は1～5の設問への回答と併せ関連資料の添付が必要となる。(45頁)
- 内訳書の項目はもれなく記載すること、見積もりを徴取する場合は再委託予定者が負担すべき法定福利費相当額等必要経費を適切に計上して頂きたい。(46頁)

〔低入札価格調査制度の改正：50～51頁〕

- 最低資源価格制度を廃止したことで全ての業務が調査対象となった。52頁に改正制度の概要を示している。

〔新制度の概要：52頁〕

- ① 調査基準価格は90%で工事と同様に総額失格基準を導入、有効な入札価格の平均額から90偏差を差し引いた額となる。
- ② 有効入札参加者数が5社未満の場合は平均額の95%とした。
- ③ 中央の縦線が入札価格の平均額で、これから標準偏差を差し引いた左の縦線が総額失格基準のラインで、×印の2社が失格となる。
- ④ 今回の改正で調査基準価格を引き上げた。今までの調査基準価格を総額失格基準適用上限額として設定し、これを下回った場合のみ総額失格基準による失格の可能性がある。
- ⑤ 現行の調査基準価格（適用条件価格）と新しい調査基準価格との間の場合は資料による調査のみを行う。
- ⑥ 総額失格基準適用上限価格の算出方法は現行の調査基準価格と同じ。
※ 53ページに提示している。

〔重点調査の考え方：54頁〕

- ① 予定価格の70%を下回る価格で応札した調査対象者は重点調査の対象とする。
- ② 当該入札の開札時に低価格入札により落札した他の業務を引き渡す前の調査対象者についても重点調査と同様の調査を行う。
- ③ 提出する資料は現行のものに業務費内訳書を加え入札期間内に提出して頂く。
- ④ 低入札価格調査を経て契約する場合は、従来の措置に新たに10分の1の保証を求めることとしている。

〔総合評価落札方式入札の改正内容：56～57頁〕

- ① 適用基準を1,000万円以上から500万円以上に拡大。
- ② 審査期間の短縮と事務の簡素化を図るため、特別簡易型&特別簡易型以上（業務理解度部分を除く）入札に自己採点方式を導入。

〔自己採点方式の実施：58頁〕

- ① 審査誤りが無い場合は、自己採点結果と入札結果から算出した最も高い評価値業者を落札候補者とする。
- ② 審査誤りがある場合は、一定のルールで誤りを修正し、順位の変動がある場合は次順位の者の審査を同じ方法で行う。59～60ページに採点例を提示。

(5) 提案・要望事項協議

経営委員長が「提案&要望書」の内容を一括読み上げた後に、各項目ごとに「県から回答」→「意見交換」の方法で意見交換を行った。

1 適正な競争環境の整備

(1) 入札関係資料作成業務に係る負担の軽減

【技術企画課長（回答）】

- 業務内訳書については、将来に亘る品質確保に向けた取り組みということで、適正な見積もりと再委託先等の法定福利費相当額を適切に見積もって頂く等により雇用環境の面から将来を担う技術者の確保育成に資することを目的にしており、低入札調査基準価格の見直しや最低制限価格の撤廃と併せ改正の趣旨・目的を理解の上協力をお願いしたい。
- 新制度導入以降（7月14日時点）の開札～落札者決定までの期間は総合評価で8.3日（H25年度12.6日）、競争入札全体で2.6日となっている。H25年度は1か月以上が18件で最長90日、改正後は最長15日と短縮されており、一定の効果を上げていると考えている。理由は自己採点表制度が導入されたこと。
- 効果が最大限発揮出来るよう出先機関の精査を実施していく。是非とも理解と協力をお願いする。

【河野副会長】

- 事業費内訳書（46頁）の資料作成では全てが手打ち作業となるため膨大な手間を要する。これを金額だけ記入する方法にするとか簡略化を図って頂きたい。

【技術企画課長】

- 可能な限り簡略化できるよう検討させていただきたい。

【河野副会長】

- 関係資料の提出を持参から電子情報として提出出来るよう検討をお願いしたい。

【技術企画課長】

- 現在検討中である。もう少し時間を頂きたい。

(2) 中小企業の受注環境の見直しに向けた入札制度の見直し

【建設産業課長（回答）】

- 「Aランク業者の細区分設定」について、入札参加認定基準（発注標準等）は執行能力に応じた発注を行うため、適正な業務執行の確保と業務配分の達成を考慮して設定することとしている。今後は受注状況等を調査分析しながら対応していきたい。

【技術企画課長（回答）】

- 「イ 評価項目に地域性を設定」について、指名業者の選定については一部の高度な技術を要する業務又は特殊な業務を除き、測量技術コンサルタント業務事務処理要綱の発注標準を基本として運用している。

今後も発注標準の趣旨を踏まえ、業務の規模・難易度や地域性等の要素などに配慮し、より適切な業者選定に努めて参りたい。

総合評価での評価方法については、実施状況を検証し課題について検討して参りたい。

- 「ウ 実績要件の緩和」 & 「エ 価格競争入札の拡充」については、（技術力を評価し品質の確保を図る上で必要な）総合評価制度を拡充する中で、新規参入に対する配慮も課題と認識しており、今後の応札状況などを重視し一定の水準を確保した上で緩和について検討していきたい。
- 「オ 災害対応業務の兼務制限の緩和」について、災害対応業務は緊急性から通常業務に優先するものが多く、他の業務との兼務制限の緩和や災害の発生に起因した他の業務の履行期間の変更等により、優先して実施できるよう検討に着手したいと考えている

【河野副会長】

- 「ウ 実績要件の緩和」の真意は、例えば庄原支所発注では庄原のみの実績を、廿日市支所の場合は廿日市のみの実績が問われる。北部建設の実績はあるが庄原支所は無い場合この括りをもう少し大きくして北部建設も含めた括りでもいいのか、廿日市支所の実績が無くても西部建設の実績があれば廿日市での入札参加もOKということだ。

【技術企画課長】

- 今言われた運用については土砂法緊急点検業務で採用している。全てではないが業務の内容等を考慮して緩和・拡大を行っている。

【河野副会長】

- できればもっと拡充して頂きたい。

【技術企画課長】

- 地域の業者と併せて様々な業務で対応できるよう検討していきたい。

【経営委員長】

- 今は500万円以上の業務を実績として評価している。道路、砂防等は500万円以上の業務が多数あるが、特殊な案件には500万円以上の実績に乏しいものがある。
国交省はテクリスに登録する業務(100万円以上)は実績として見做してくれている。500万円以上の特殊業務が少ないこともあり、テクリス登録業務を評価対象にして頂きたい。

【技術企画課長】

- 検討させていただく。

【河野副会長】

- 総合評価方式入札の適用範囲を500万円まで拡大したことも踏まえ、評価対象についても是非拡大を検討して頂きたい。

【経営委員長】

- 「エ 価格競争枠の拡充」について、総合評価方式入札は大手起業有利との声を聞く。協会会員から、500万円以上の業務について価格競争入札案件を十分確保して頂きたいという要望が出ている。是非検討して頂きたい。

【技術企画課長】

- はい。

【河野副会長】

- 「オ 災害対応業務の兼務制限の緩和」について、災害関連業務は随意契約となることから1件加わると結果として手持ち件数を虚偽説明しているということになる。
受注環境を改善するためにも、兼務制限について災害関係業務を是非とも特別枠にしてもらえないか、ということだ。

【総務広報委員長】

- 総合評価方式入札の対象範囲が拡充された中で、県の発注標準では測量：1,000万円以下、地質：1,300万円以下、設計：1,400万円以下の業務にBランク業者が参加できるが、未だ500万円以上の総合評価(特別簡易型)入札にBクラスは1社も指名されていない。以前は1000万円案件にBクラス業者も指名されていた。用地測量など

単純な業務も今は指名されていない。Aランクに偏った発注になっているようなので是非一考をお願いしたい。

【技術企画課長】

- 総合評価方式入札はBランクを排除するようにはなっていない。結果的にBが指名されない状況となっていることについては検討する。

【河野副会長】

- 国交省は業種や業務の難易度など明確ではないが、プロポーザル、総合評価の範囲を区分した一覧があるが県にはないのか？
- 金額にもよるが、測量業務が大半を占めている場合はB業者でもOKの場合がある。

【技術企画課長】

- 目安としての内規はある。

(3) 優良業務・優秀技術者を対象にした表彰制度の創設

【技術企画課長（回答）】

- 平成19年度から成績評定の本格運用を開始し、結果については総合評価における加算点や入札参加資格への反映など適用範囲を広げていくこととしている。
工事については一昨年度から表彰制度を実施しており、技術力向上に向けた取り組みへのインセンティブとしての効果は高い。
- 業務への導入については、業務の規模・難易度に応じた評定方法や評定結果がどの様になっているかといったデータが十分でないこともあり、現在検証中である。
また、インセンティブの在り方についても検討中であり、公平・公正の観点からの制度設計が必要であり、導入したいと考えている。引き続き導入に向け検討を続けていきたい。

【河野副会長】

- 島根県の表彰制度では知事表彰、事務所長表彰、土木コンサル系、技術調査系、測量系とかある。島根県の場合、総合評価はあまりやっていないが導入されたらかなりのインセンティブが発生する。広島県が本制度を導入した場合のインセンティブは大きい。

【技術企画課長】

- 成績点自体は加算点になる。評点結果のあり方等を整理して…。

(4) 予定価格の事後公表

【建設産業課長（回答）】

- 事後公表についてはくじ引きによる落札の増加、適切な積算を行わず入札した企業の受注等により技術力&経営力を損ねる要因となることが課題と考えており、低入札価格調査制度や総合評価制度を活用することによりこうした事態の回避に努めている。
- この度、総合評価適用範囲の拡大や事業費内訳書の提出を求める等の制度改正を行っ

た。

- また、6月から工事について5億円以上の案件については事後公表制度を適用しており、これらの実施状況を参考にしながら今後の対応を考えていきたい。

2 大規模災害対応における官民協力体制の構築【新規】

【技術企画課長（回答）】

- 大規模災害への緊急対応に業界を通じた支援を得ることは大変重要と認識している。平成19年度に締結した協定を活用した事例は無いが、この協定をより実効性の高いものにしていくことは大変重要な課題と認識している。
- こうしたことを踏まえ、本年度に貴協会と意見交換を行っていきたくと考えている。このような意見交換を通して、より迅速かつ効果的な対応が可能となるよう検討を行っていきたくと考えているので協会として支援を頂けるよう宜しくお願いする。

【土木整備部長】

- 現在協会と結んでいる協定は一度も機能したことはない。個々のコンサルと地区ごとに担当を割り当てる形で、建設業と同様にボランティアで協力を頂いている。
- 発生後の対応をボランティア対応で、それ以降は県と業者との間で現行制度（随意契約）の中で対応しているが困ったことはない。

【荒谷会長】

- それぞれの事務所から業者に電話が入る。おかしい。

【山木顧問】

- 業者は泣きながらやっているんじゃないか。
- 所長から依頼を受けて断ることが出来る業者はいない。断った業者は指名に入れてもらえない。それから所長が個人的な判断で選定しているのではないか。こういった制度に問題がある。そうではなく協会が決めるようにすればいい。他県もこうした考えではないか。

【土木整備部長】

- 誰が契約の相手を決めるかは、一時期、協会に任せるやり方が主流で動いた時期もあったが、最近では官（発注者側）が責任を持って委託先を選定し、協会からは関連情報を提供してもらうというやり方に戻っている。
- 昨年工事関係3団体と締結した。情報をもって対応が可能な業者&余力がある業者を業界がノミネートし所長が決定するというやり方で3件程度実施した。
- 検討のポイントは、第1は発注者が責任を持って相手を選定する、第2が現在のボランティア方式は非常に有効で瞬発力がある手法であることから残すこととし、所長が個々にお願している部分をシステムティックにできないかを別物で検討させていただきたい。

【河野副会長】

- 配布している資料を見ると、広島県だけが違う。3県ではどの地域をどの業者にやらせるかについて県と協会で決定する仕組みになっている。県測協がメンバーリストを作成し県に提出、災害発生時にこの地域はどこの業者にするかを話し合いで決める。県測協は窓口みたいなもので他の3県も同じようなやり方になっている。

【土木整備部長】

- 昨年、山口・島根両県に職員を派遣し対応状況を聞いている。

3 建設関連業の存続・発展に向けた取り組みへの支援・協力

【技術企画課長（回答）】

- 県も公共施設の老朽化を懸念している。適正に維持管理するための体制強化&技術力の向上に向けた取り組みとこのための人材育成は大変重要と認識している。
- こうした中で提案にもあるように産官学による情報の共有や3者が連携した講習会等を通じた人材育成に取り組むことは大変重要と考えており、他県や国等の取組事例を参考に公共施設の適正な維持管理、その為の人材育成、技術力の向上に努めて参りたい。
- 具体の推進体制の整備方策は未定であるが、人材育成・技術力の向上に対しては当然の課題として取り組んで参りたい。

【土木整備部長】

- 国が音頭をとって産官学でアピールしていこうという動きが出ている。

【山木顧問】

- 県測協だけの問題ではない。

【建設産業課長】

- 建設3法の改正の狙いも担い手の確保で、若い人が入ってこないことから10年後は建設産業自体が苦しい状態になる。我々もしっかり取り組んでいかなければいけない課題である。学校訪問や就職支援などの仕組みづくりを考えないといけない。

【技術企画課長】

- （狭戸尾顧問の質問に対して）土木職の来年の採用予定は今年並みの十数名で、県外の大学で受験希望者の有無を聞いているところには説明に出向いている。

【荒谷会長】

- 我々と競合している。特に、中途退職の原因は全部役所への就職。これが一番大きい問題だ。

【河野副会長】

- 協会としても技術力を高めなければならないのが現実。講習会や資格取得に向けた講習会を結構やっており、県からも協力を頂いている。今後充実させていきたいと考えており協力をお願いする。

【荒谷会長】

- 今までは70%の事前公表でOBがいる企業が指名を受ける。技術を磨かなくてもくじで受注できるので県測協にいる意味がなかった。これからは災害で会員を集めたいと考えている。会員になればいろいろな講習会を受けられるし非会員はこうした情報が入ってこない。
- この度、制度が変わったので少しはこちらを向いてもらえるかなと思っている。

H26年度建設事務所長（支所長）との意見交換結果（要旨）

1 開催時期 平成26年7月29日（水）～9月2日（火）

2 出席者

- 建設事務所（支所）：所長（支所長），次長（事務&技術），関係課長等
- 協会：会長（東部&港湾），副会長，経営委員長，関係理事&経営委員，事務局長

3 協議

(1) 中小企業等の受注機会の確保

【協会の提案・要望】

- 入札契約制度の改正により「くじ引き」による受注者選定事例の減少と相まって、総合評価（特別簡易型）方式入札の増加により、地元中小企業の受注機会が大きく減少する事態が発生している。
- 以上の状況を認識し、大手企業と中小企業が共存可能な入札契約制度とするため、次の項目について運用を改善して頂くよう特段の配慮をお願いする。
① 価格競争入札枠の拡充 ② 実績要件（地域性&適用下限価格）の緩和 ③ 配置
予定技術者要件の厳格化 ④ 手持ち件数評価点の見直し ⑤ 発注標準の適正運用
⑥ 地元企業優先枠の新設

【建設事務所発言要旨】

① 価格競争入札枠の拡充

- 総合評価方式の適用範囲を広げたこの度の改正は、品質確保と技術力の向上を図るため実績要件を厳しくしており、これにより受注者の固定化と併せ新規参入が難しくなることなど今後様々な問題が発生することが予想されることがから実状を検証するとともに改善が必要な場合は本庁と協議していく。（東部）
- 適正利潤の確保と併せて技術力も大切という考えで90%の設定となっており、価格競争でくじ引きでもOKでは90%に上げた根拠が崩れる。（廿日市）
- 良質な公共サービスを提供するためには価格競争だけではなく技術力要素を重視した制度が重要になることを踏まえ内容を改善していくための検証が必要。
（安芸太田）
- 500万円以上全てが総合評価方式入札ではなく価格競争方式も残したらいい。
（北部）
- 総合評価になじまないと思われる案件については本庁と協議の上価格競争入札に変更することとしている。（呉）
- 価格競争による受注者の選定は社会に受け入れてもらえなくなっており、総合評価への流れは変わらない。今後は国の制度（評点のつけ方や持ち点の在り方等）を参考にしながら検討していければと考えている。（呉）
- 最後は価格競争枠の拡大に来る。総合評価では、同じAでも規模・体制・経験で差がある企業が同じ土俵では勝負にならない。状況及び提案・要望内容を踏まえ所長会で提案していく。（港湾）

② 実績要件（地域性&価格等）の緩和

- 呉は東広島と相互乗り入れしており、範囲を広げることは考えていない。(呉)
- 地域性条件について、事務所の実績だけでなく隣接事務所の実績も加えるかは、どのようなユニットを組むかが難しい。(三原)
- 地域性は必要で趣旨は理解できるが、色濃くでてはいけない。総合評価の場合に事務所の実績は要件にはならない。(庄原)
- 実績要件の内容が国と比較して細かいと言われたが、ふるいにかけるための方法として採用しているので、これを緩和することは改正に逆行することになる。(庄原)
- 地域要件については業務の内容に応じて広げることが出来る。
総合評価については満点が取れる業者の数等を考慮し内容やエリアを決めている。
受託実績500万円以上を200万円程度に下げることが納得できる。(港湾)

③ 配置予定技術者要件の厳格化

- 工事には3か月雇用の条件があるが業務には無い。専任技術者の技術力は品質に影響する。しっかりチェックしないとイケない。本庁に申し入れる。(東部)
- ペナルティ覚悟でゼロで出す企業がいると聞いた。これでは本制度の趣旨が生かされない。(三原)
- ゼネコンは保険証の提出義務を課すなどコンサルより厳しい条件となっている。(廿日市)

④ 手持ち件数評価点の見直し

- 優秀な技術者は多くの業務を抱えており点数が低くなるシステムになっている。一方で配点ウエイトは高いというジレンマが発生しており、品質確保を図るといふ当初の趣旨とは違ってきているのではないか。(東部)
- 今問題になっているのは技術者の持ち点で5点は大きすぎる。(庄原, 呉)
- 技術者の確保が厳しい状況下で評点のウエイトがかなり大きい。本庁にも話しており、今後どういった動きがあるか注目している。(呉)
- 今の特別簡易でおかしいのは手持ち件数の配点が大きすぎて技術力の話が消えている。契約社員の名前だけ借りた企業が最高点となるのはおかしい。
出先機関から本庁に「年度途中でもいいから早急に変えてくれ」といった条件を付けて承認している例もある。(港湾)

⑤ 発注標準の適正運用

- 発注標準を基本に行っており、総合評価でBランクは指名しないということはない。(東部)
- 事務所間のバラツキが無いように運用していく必要がある。(三原)
- 尊重しているが高度な技術を要求される業務や特殊な案件等配慮しなければならない業務があることを理解して欲しい。(安芸太田)
- 今の総合評価の制度ではBクラスの指名は厳しい。(廿日市)
- 総合評価でBランクの指名が皆無ということはない。業務内容で仕分けをしている。(呉)

⑥ 地元企業優先枠の新設

- 出来るだけ地元中心に配慮している。(安芸太田, 三原)
- 総合評価の円滑な運用には、地元企業を対象にしたグループで指名を組む方法が一番いい。
ただ、対象となる業務を何にするか検討する必要がある。
また、本庁に制度創設を求めても実現は難しい。一方で出先機関は十分な裁量を持っているので運用で可能性について議論する。(港湾)

(2) 入札関係資料作成業務に係る負担の軽減

【提案・要望】

- 制度改正に伴い新たな資料(事業費内訳書&自己採点表)の作成が義務付けられたことにより、担当者の負担が大幅に増大している。
円滑な業務の執行と健全経営を実現するため作成・提出方法を見直す等により事務処理期間の短縮を図って頂きたい。
- 併せて、開札から受注者決定までの期間短縮を図って頂きたい。

【建設事務所発言要旨】

- 記入ミスによる無効を避けるための負担が大きいと聞いている。業者の決定まで2週間を短縮しないといけない。現在の状況を検証し本庁と協議する。(東部)
- 資料作成が大変ということは承知している。今まで官がやっていたものを少し民間で努力してもらおうということで可能な限り簡略化できればいい。協会の話は本庁に伝える。(北部)
- 制度改正はやって欲しいが事務量は増えて欲しくない、は発注者としては困る。事業費内訳書作成は当然で、汗をかかないと業界は生き残れない。(庄原)
- 自己採点表の問題点は「技術者の手持ち件数」のチェック方法で、テクリスでの経験年数のチェックが一番神経を使うが、本庁から基準が示されており徐々に短縮されると思う。業務内訳書についてはダンピングの防止&再委託価格の妥当性のチェックが目的で負担になることは承知している。手間がかかるが宜しくお願ひする。(呉)

(3) 入札契約制度全般

【協会の提案要望】

- この度の改正に際しては、「最低制限価格」の在り方を踏まえた形での検討がかなり行われたと思うが。

【建設事務所発言要旨】

- 最低制限価格は業界にとっては良いこと。しかし「民民契約」には最低制限価格は存在しないので県民の目線で見るとこれを否定する考えがあり、最低制限は最適な方法では無いという中で見直しが行われてきた。
この制度が適用されても70%では利益が出ないという意見を踏まえ上げなければいけないが、90%にしたのでは県民の負担が20%も増えることから理解が得られない。こうした事情を念頭に「低入札調査価格」という形に変えて落札率を上げるという方法に改正された。(安芸太田)

(4) 災害支援協定

【協会の説明容疑】

- 現在の災害協定（H19年締結）はボランティアをベースにしたもので大規模災害への対応が出来ない。

本庁との意見交換で、他の中国地方4県と同様の内容に見直すよう提案し、今年年度中に行うことで合意した。

【建設事務所発言要旨】

- 災害はパターンが決まらない。色々なパターンを事前に決めておくのは困難。災関緊急の場合は普通の災害と比較して緊急度が全然違う。迅速かつ的確な対応が求められる。ということは実績が左右され、誰でも対応できるという訳にはいかない。こうしたことを踏まえれば発生状況をしっかり判断し対応できる業者を登録することが必要と思う。ここはこの業者でというのは非常に難しい。

ボランティアは使えない。呉で使った時には手戻りになった。これは形だけのもので査定期日が決まっている中で対応はできない。（庄原）

- 今の協定のイメージは全県下が被災した場合を想定している。各企業が何班出せるかをベースにした体制を検討する必要がある。（廿日市）
- ボランティアは要件が大変厳しい。どの会社をお願いするか非常に苦勞する。地域バランスの問題もある。協会が窓口になって動くのは良いシステムだ。（呉）
- 各地区の建設業協会の場合は災害発生時に会長をお願いする形で長年やってきた。このノウハウが県にはあると思う。

発注者支援業務がしっかり出来るよう官民が連携しないといけない。いつでもフォローできる体制を作っておかないといけない。最終的にはコンサルが調査、設計、積算から発注、工事監督まで出来るノウハウを具備し手伝えますよといった体制が必要。

今は県の業務のピークカットの時だけという制約がある。今後は普段から大規模災害に対応するための準備として各事務所に毎年何人か来てもらって日頃から体制を作って緊急時への対応が出来るようにしなければいけない。（港湾）

国（出先機関）との意見交換会における協議結果（要旨）

1 日時 平成26年11月18日（火）16時10分～18時

2 場所 ひろしま国際ホテル 3階「ルビー」

3 出席者

- 国の機関：福山河川国道事務所長，三次工事事務所長（副所長同席），太田川河川事務所副所長，広島国道事務所長（副所長2名同席），中国地方整備局企画部技術管理課藤原専門官
- 協会：理事（総務広報委員長を除く），三宅監事

4 意見交換

【経営委員長&河野副会長】

- 要望内容を読み上げ

【福山国道事務所長】

- 県内本店・管内本店・その他という整理は良くない。我々なりに整理をしているが、福山の場合は、測量は基本的に全て広島本店，流量観測これは測量部門に入るが広島本社がいいのか岡山本社で福山に支店がある企業がいいのかで悩んでいる。急ぐ場合は福山の地理的な特性等も踏まえてテクリスで確認しているが数が揃わない時は次のステップに進むか広島本店並びに本支店縛りという形になる。品質確保を考慮していることから場合によっては管外本店まで広げて行く場合があるが，出来るだけ広島本支店でいく。
- もう一つは時間との関係で，不調・不落対策が今年かなりあった。広島本店縛りの開札結果を見ると，辞退企業がある。そこを踏まえバランスも考えながら枠を広げている。承知していただきたい。要望の形でやっている。承知おき頂きたい。

【三次河川国道事務所】

- 2,000万円未満の測量設計業は機動力を考慮し極力地域で対応しよう，でやっている。少しロットを大きくしすぎたと思っているが内容的には十分に出来たと評価している。補償コン，地質については水門調査や流量観測とか中国管内本店かつ広島県内本支店営業所で12～13社しかない。
- 当事務所の管内は県境を跨いでいるので広島県内縛りは出来ない。測量設計業務で樋門樋管の設計をやりたい。合わせて諸々の工事関係の設計もお願いしたいが，その場合は実績を求める。ただ樋門・樋管の設計実績を持っているのが発注ベースでゼロというのが非常にづらい。
- 土木コンサルは2件あったが，地域要件や地の利で結果的には地元発注になった。

【太田川河川事務所】

- 太田川の場合、地域要件に県内支店・営業所を付けているので全国に広がっているのが多くなっている。ただ、実態的には流量観測については測量とかの実績が出てきているので以前は中国管内でということもあったが、砂防については少しは県内という動きになっている。

【広島国道事務所】

- 単純な調査について県内が入ってくるのは中々、競争性が確保できるかという考えもあって本支店・営業所が難しい。競争性を確保しながら地域で出来るものがあると思う。業務の難易度とかを見ながら考えていきたい。

【会長】

- 実績が無いと業者が集まらないというのも事実。なんとか実績を積み上げられるようにしていかないと永久的に受注できない。今のところは測量や簡単な地質調査、補償業務について会員企業に指名を頂いているが、指名では技術力は上がらない。何とか総合評価で徐々に受注できるようにしないと。

【河野副会長】

- 実際には試行で下期から県の実績を採用すると言っていたので何とかいい方向に行くのではと考えている。
- 県内発注ということではあるが、基本は品質確保が前提ということで様々な講習会を開催し資格取得や関連知識の習得に取り組んでいることを考慮して頂き、宜しくお願いしたい。

【広島国道事務所】

- 仕事量が多い県と少ない県が発生した場合でも県内企業への発注希望はあるのか。

【土肥経営副委員長】

- 山陰の業者が県内縛りでかなり優遇されていたが、広島県は県内縛りはなかったこともあり、今まで同じ規模の会社で山陰の業者は1~2億受注していたが広島業者は全く国交省の仕事は出来ないような状況になっていた。そこらの見直しをお願いしたい。

【会長】

- 島根は山陰道で仕事はあるが鳥取は無い。県内縛りでやっていると今度は他県に出れなくなる。仕事があるときはいいが無いところはやりようがなくなってくる。
- 品確法が改正され、国と業界は同じ方向を向いていると思うが市町村も同じ動きとなるよう手立てを考えておられるか。
- 岡山県測協は市町に品格法改正を受けた申し入れをやった。市町は「それは何ですか？」と言われた。

【三次国道事務所長】

- 市町村との集まりの中で、品格法の話はしているが未だ認識が不十分なようだ。

【会長】

- 新卒の採用が厳しい。北陸の業者は事務職を採用し測量を教えて、測量士補までは取れる。測量士はどうやっても取れない。おまけに市や県に職員を取られる。建設コンサルタツツ協会で何とか本省に年齢制限を設けるようお願いしたようだが職業選択の自由の関係もあって聞き入れてもらえない。

【広島国道井上副所長】

- 今年から来庁型業務（支援業務）をお願いしていて、来年度も引き続き来庁型業務を考えており、できれば広島県内本店企業に応募して頂きたい。検討をお願いします。

【福山河川国道事務所長】

- 今まで採用していなかった関係で人のバランスが悪い。課長や係長がいるが係員がいない。

【土肥経営副委員長】

- 我々業界も同様である。

【猪森所長】

- 管理技術者補助業務の試行結果を見ると年齢が上がっている。

【会長】

- 先般の地整との意見交換どういった状況になっているかデータを提供してほしいと言われた。

【河野副会長】

- 来庁型業務で我々が躊躇することが一つある。人を提供した事務所の業務は受注できないのでは。

【井上副所長】

- それはない。今の実績では鳥取県と島根県は県内企業が受注されたと聞いている。皆さんの企業から来ていただくと勉強にもなる。

平成26年度 中国地方整備局との意見交換会協議録（要旨）

I 日時 平成26年10月28日（火） 16時30分～18時05分

II 場所 ひろしま国際ホテル 3F「ルビー」

III 出席者

中国地方整備局：足立企画部長，高橋技術調整管理官，角田技術開発調整官，

堀江技術管理課長，藤原技術管理課建設専門官，赤星技術管理課課長補佐

中国地区協議会：荒谷会長，大之木副会長，荒島副会長，伊藤副会長，幹事，事務局長

IV 挨拶 等

1 荒谷会長挨拶

（省略）

2 足立企画部長挨拶

（省略）

3 情報提供【堀江技術管理課長】（抜粋）

○ コンプライアンスの推進で執務室への出入りを制限し，職員にはオープンな場所での対応をするよう指導している。御理解をお願いします。

○ 皆さんの意見を聴くのは非常に有益と考えており，それが反映されて初めて担い手の確保や長期的なインフラ整備が可能となるので話が出来ない訳ではない。総務にアポを取って頂くか総務のスタッフに一言言ってもらえれば対応するよう言っているので誤解の無いようお願いしたい。

4 中国地区協議会の概要説明【事務局長】

（省略）

V 意見交換（要旨）

1 安全で安心な地域社会の実現に寄与する社会資本整備の円滑な推進が可能となる業務量の確保と実施態勢の整備

【高橋技術調整管理官】

○ 財政が厳しいことは変わらないことから実施中の個所は着実に整備を進めていくこととし，他の個所については地域の課題，実情を踏まえ緊急性の高い箇所から計画的に取り組んで参りたい。

○ 測量・調査・設計についてもきちっと対応したいと考えている。

○ 皆さんの力を借りて予算確保，という状況が続くと思うので引き続き宜しくをお願いします。

○ 予算編成はベースが0.9から始まっている。重点的に取り組む事項についてしっかり要求しなさい，ということで結果として国交省全体で対前年比1.16倍で要求している。

○ 地方創生関連事業についてもしっかり要求に組み込んでいる。

【企画部長】

- 査定されるので結果的には1.0が確保できるかが大きな課題である。昨年何とか1.0を確保し何とか右肩下がりが止まったが、これが続くかが重要。

【荒谷会長】

- 今後も災害が発生するだろうし、老朽化対策へも取り組まないといけない。

【高橋技術調整管理官】

- そうしたいが、多額にのぼる借金返済への充当規模が事業予算の確保に影響を与える。ずっと厳しい状況が続く。

【荒谷会長】

- そうした事情もあり、新規採用に踏み切れないところもある。

【高橋技術調整管理官】

- ベースとなる基本計画をかなり積み上げているので大きなものになる。インフラのメンテについては別建てというイメージを強く出しながら要求しており、今年より良くなればと思っている。まずは1をキープすることが大事。

2 地元企業に配慮した入札契約制度及び表彰制度の運用

(1) 低入札価格調査基準の見直し

【河野幹事】

- 《6ページ》上段グラフが平成6年から26年までの公共事業費（補正予算を含む）のグラフで2000年比較で52%に減少している。
- 中段の折れ線グラフは売上高と粗利益を2000年と2012年で比較している。我々地元企業が入っている15億円未満の企業は58%に減。営業利益は15億円未満の企業は38%に減で利益が出ている状況にない。
- 技術者の推移、24年度の技術者の年齢階層を表示している。40～42歳が最も多い。今は2年経過しているので42～44歳が最も多い。
- 《7ページ》調査基準価格を工事並みにして欲しいという根拠として整理している。広島県は6月に90%に上がったが鳥取県、岡山県、山口県は基本的に国交省と同じ基準で定めており、島根県はそれより低い。国交省が上げればこれらの県も追従していくのではないか。一つの目安として一般管理費を工事と同等程度に上げていただきたい。工事並みに上げれば4～5%は上がるのではないか。

【高橋技術調整管理官】

- 公共事業関係費、国と地方に区分すると極端な差が出ている。国は中国地整レベルで0.6を超えるが県・市町村は0.4を切る状況となっている。地方については道路の財源問題の関係で本来やってはいけない地方の財源を切る結果となっており、惨たんたる状況になっている。これから地方創生でどれだけ戻せるかということもある。

- 自治体も単独発注で相当努力してきたが、少し回転が良くなってきたのかなという感じで少し期待感を持って見ていただきたい。
- 一般管理費は工事と同列に論じられない。工事を0.3から0.55に上げた経緯は、品確法ベースで調査を行い一定以上の点を取っているところを調べて分析した結果0.55まで上げて我々が期待する以上の品質が確保されているという実態に合わせたレベル、というところで線を引いて目いっぱい上げた。
- 工事と違い業務は部門が多いということ&分析に見合う指標が得にくいというところがあり、標準的な算出に頼らざるを得ない。工事と同じく品質はこのレベルというものが出来れば、可能性としてはゼロではないが今の状況では見直しは困難である。
- 品確法のところでしっかり利潤をとってもらえるための対応は、キチット適正価格にすること。工事も同じで基準価格は簡単には上がらない。
- 国の場合はずっと基準価格なので一般管理費をいじるのではなく、労務単価を上げると価格自体が上がり少しずつ利潤の幅が大きくなる。増えた利潤の中から工事の場合はキチット元下に還元する。業務の場合は社員に還元し、これが労務費調査の結果に反映される。歩掛りをしっかり指摘してもらえればいい。基準価格というより適正価格というところで頑張らせていただきたい。

【技術管理課長】

- 大変と思うが担い手育成ということで頑張ってもらいたい。

【高橋技術調整管理官】

- 現行の品確法でスポットが当たらない部分がこの度明確にキッチリ書き込まれた。調査設計と工事のベースとなる部分の両方に書かれ重要度が上がり、皆さんからの「訴えしろ」が大きくなった。その分我々も対応していくことになる。

(2) 地元企業に配慮した入札契約制度の運用

ア 地域要件の設定による地元企業の受注機会の確保

【角田技術開発調整官】

- 地元業界は地域に精通し迅速性に優れており災害対応についても大きな役割を果たしていただいている。
地域要件の設定については、通常指名は4割が県内本店、4割が県内本支店営業所となっており、合わせて8割に地域要件を設定し発注している。
総合評価については6割に地域要件を設定して発注している。
中国管内の本店企業の受注状況(件数)は58%、金額で55%になっている。
- 総合評価及び予定価格が2000万円未満の通常指名については、業務実施可能者数を勘案し、適切かつ積極的に地域要件を設定することで事務所も指導して対応している。
特に地域精通度の必要性とか業務の緊急性が求められる案件については県内本店を地域要件に設定している。県内本店企業が不足する場合も競争が確保できるよう工夫しており引き続き業務内容、参加する業者数を勘案し地域要件を設定していきたい。

- 本年度の下半期から、総合評価方式（簡易型）及び公募型価格競争において国土交通省の業務実績が無い場合は、地方自治体（県&市町村）等の受注実績を評価する手法を試行導入している。今まではゼロ点評価であったものを試行では70点を付与する。理解を頂くとともに試行ということで意見を伺いたい。

イ 地方版プロポーザル制度の創設

【角田技術開発調整官】

- 高度&専門的な技術力が必要とされる業務について実施しているが地域要件の設定は難しい。実績が無いため参加できないと言われているが、件数は少ないが、業務の内容によっては地方自治体の実績があれば参加できる業務があるのでご理解を頂きたい。

【高橋技術調整管理官】

- 「総合評価」から「プロポーザル」に移行したという話は間違いである。中国地整可能な限り総合評価を採用してきた。他の整備局は基本ルール通りにやっていたのでプロポに3割が行っていた。本省の指摘・指導（細分化した形を示した）もあり、結果的にプロポに戻った方が多くなった。全国ベース並みになったと理解して頂きたい。

【荒谷会長】

- 地元企業はプロポに中々参加できない。

【高橋技術調整管理官】

- 参加できる要件となっている。私の浜田時代には、地元企業が参加できる要件で発注した。河川の様に悩ましい案件は別にして、他の案件は多くの企業が持っている実績要件を考慮して発注した。基準が変わっていないことは理解して頂きたい。
- 元々総合評価での実績を持っておられるので他の地整に比べると取りやすい。この数年間は他の地整に比べると圧倒的に実績・ノウハウがある。

【河野幹事】

- 我々は県内本店・管内本店をベースにまとめたデータ（受注率21%）で地域要件の話をさせて頂いているが参考資料13ページには管内・県内本支店営業所をベースに集計したデータが記載されている。営業所が曲者だ。中央企業が含まれているこのデータを見て管内県内本店企業にしっかり出しているといった表現になる。

【高橋技術調整管理官】

- 浜田事務所時には、最初にブロック内の本店だけでいけるかを県実績を含めてチェックし足りる場合はこれでいく。10社程度の確保が困難な場合は次に県内本店。もう一つ前にブロック内の本支店営業所の数をチェック。これで外の業者がいれば県内本店でいくとなり、それで数が足りない場合は本支店営業所でいくということになる。

- まずブロックで絞って足りない場合は県内まで広げる。以前は営業所を外していたが営業所に技術者を置いている企業もあるので最近は難しくなった。
- 各事務所もこうしたことを考慮しながら発注するので県内本支店営業所を基本とした対応はできていると考えている。県内本店・ブロック内本店企業に受注して欲しいという一心でやっている。

【大之木副会長】

- 設計と測量、分離可能なものについてはお願いしたい。それと地元企業が対応可能なものについてはJV発注出来ないかお願いしたことがある。先般の独禁法の説明会資料に参加資格者の認定でJVについて記載されているが、4～5年前に県内で出来る業務が3割程度あるものについてはJVも可能ではないかということで一部試行で発注されたことがある。

【高橋技術調整管理官】

- 誤解がある。特定経常JVとその都度組めるJVと2つある。特定経常JVは常に可能で殆どの業務を対象にしており、コンサルどうしは通常OKにしている。混合業務の場合は入札説明書に測量・地質もコンサルと一緒にやってもいいと書いてあるのもある。出来るだけJVが組めるように殆どの業務にOKを出している。先程言われた試行は特別経常JVの話で、今は案件ごとにJV申請をすれば地整局長がすぐにOKを出す。その都度JVで参加可能である。
- 多くの事例があり、今年は自分が決裁したものだけで20件以上ある。申請後2週間で認定できる。申請手続き中は入札・開札を行わない。入札説明書に記載している。

【堀江技術管理課長】

- 発注者支援業務、点検業務に比較的多くある。

(3) 管理技術者の育成に向けた対応

【河野幹事】

- 要望書11ページに記載しているデータは平成24年に40～42歳で2年後の現在は42～44歳がコンサルタント業界のピークとなっており、県測協場合はより上に来るのではと思っている。参考資料にも技術者の年齢構成が掲載されており納得した。コンサルの平均年齢が48.7歳管理技術者の平均年齢は50歳以上が40%を占めている。46歳以上まで落とした場合46歳以上の管理技術者が60%を占めているということになる。我々業界は45歳程度までが若手になってしまう、ということで要望させていただいた。

【角田技術開発調整官】

- 若い技術者が大変厳しい状況におかれていると認識している。また建設コンサルタント業務を進めていく上で管理技術者としての業務経験も若手技術者の育成という意味で大変重要な位置づけと考えている。

- こうしたことから本年度、若手の技術者育成ということで管理補助の技術者を配置するという制度を試行実施しており、この結果等を踏まえ今後の対応策を考えていきたい。こういった年齢構成になっているかといったデータを頂き検討を行いたいと考えているので宜しくお願いする。

(4) 地元企業の受賞機会が確保される表彰制度の創設

【高橋技術調整管理官】

- 実績は管外企業が6割、管内企業が4割となっている。実際にそんなに差が出ているわけではない。平成24年度までは中国地整の表彰枠が少なかったが平成25年度から局長表彰の枠を1.5%から2%オーダーに、事務所長表彰を2.5%から4%に上げた。以前は4%しか表彰対象として拾ってなかったが今は6%まで拾っているのでかなりチャンスは増えており、増えた分は殆ど管内に行っているはずだ。
要望資料データでも結果論ではあるが、若干管内企業が増えている。プロポは管外が強いが総合評価は管内管外まったく関係ない。むしろ地元企業が有利ではないか
- 表彰制度に地元枠を作る考えは全くない。これ自体が理解しにくい枠。どこに地元の線を引くという話になる。困るのが事務所長表彰。全体の枠は広げているし今年の傾向でも地元がかなり頑張っている。平均点も地元企業がかなり上昇している。同じ点数なら地元を優先して推薦する。並んだ場合は地域貢献を考慮する。地元枠を設けることは限りなく難しい。宜しくお願いする。

VI 伊藤副会長あいさつ (省略)

【事務局便り】

4月の技術士試験対策講習会を皮切りにスタートした協会行事も12月の経営者懇談会をもって終了しましたが、その間業界にとって最大の懸案事項であった入札契約条件の大幅な見直しが行われる等吉報もありましたが8月に発生した広島豪雨災害への対応など協会会員にとっても慌ただしい一年となりました。

この度の広報は従来の記事にこうした情報も併せて掲載させていただき会員企業のみならず、より広範囲に協会の活動状況を伝えていけるよう編集しています。

今後も協会会員にとって若手人材の確保や適正な利益の確保等、多くの課題を抱えた中での経営が続くことが予想されますが、会員企業各位の経営の一助となるよう頑張っている所存ですので、御理解と御協力をお願い致します。

【編集後記】

新年明けましておめでとうございます。

今年度から総務広報の一員として、広報誌「年輪」の編集に参加しましたが、一冊の本となる迄に、いかに多くの人の協力が必要か、あらためて認識致しました。

力不足ですが、頑張っまいますので、今後ともよろしくお願ひ致します。

また、協会員・賛助会員の皆様の投稿を心よりお待ちしております。

最後に、広報誌作成にあたり、本号の原稿を執筆していただいた皆様に、心より感謝、御礼申し上げます。

参 考 资 料

平成26年度 広島県入札契約制度改正
(測量・建設コンサルタント等)の概要

- 8 測量・建設コンサルタント等業務における業務費内訳書及び履行体制事前届出方式の導入 (P1)
- 9 測量・建設コンサルタント等業務に係る低入札価格調査制度等の改正 (P2)
- 10 測量・建設コンサルタント等業務等に係る管理技術者の兼務制限緩和 (P4)
- 11 測量・建設コンサルタント等業務等に係る総合評価落札方式の改正 (P5)
- 12 測量・建設コンサルタント等業務等に係る発注見通しの公表対象の拡大 (P7)
- 14 測量・建設コンサルタント等業務等の入札参加資格認定に係る主観的事項 (P8)

※ 1～7 & 13は工事関係につき省略。

8 測量・建設コンサルタント等業務における業務費内訳書及び 履行体制事前提出方式の導入

1 趣旨

適正な見積もりを伴わないダンピングによる入札参加や再委託先等へのしわ寄せ等を防止し、再委託先との「対等な立場における合意に基づく公正な契約の締結」の促進のため、応札時に業務費内訳書の提出を求め、契約後においてもその内容の妥当性を調査するものとする。

併せて、一定規模の業務においては、積算内容に加えて業務の履行体制を事前に明らかにし、契約後においてもその内容の妥当性を調査する方式（履行体制事前提出方式）を導入する。

2 業務費内訳書への記載内容及び調査対象

全ての業務を対象に業務費内訳書の入札時における提出を求めることとし、その記載内容及びこれに対する調査の内容は次のとおりとする。

予定価格	提出対象	記載内容	調査内容
5千万円以上	全者	・業務費の内訳 ・再委託先及び見積額 ・労務賃金	・入札時の確認 ・履行中及び完成後調査
5千万円未満 1千万円以上	全者	・業務費の内訳 ・再委託先及び見積額	・入札時の確認
	予定価格の 概ね90%未満	・労務賃金	・入札時の確認 ・履行中及び完成後調査
1千万円未満	全者	・業務費の内訳	・入札時の確認
	予定価格の 概ね90%未満	・再委託先及び見積額 ・労務賃金	・入札時の確認 ・完成後調査

※ 予定価格の概ね90%とは、予定価格（税抜）の90%を次のとおり端数処理し、消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。

- ・予定価格 100 万円以上：10 万円単位とし端数を切り捨てる。
- ・予定価格 100 万円未満：1 万円単位とし端数を切り捨てる。

3 施行期日

平成26年6月1日以降に指名する業務から実施

(対象部局：全部局)

9 測量・建設コンサルタント等業務に係る低入札価格調査制度等の改正

1 趣旨

適正な競争と業務品質を確保する観点から低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を改正する。

2 主な改正内容

(1) 適用対象

次のとおり適用対象金額を改正し、測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札に適用する。

区分	変更前	変更後
低入札価格調査制度	請負対象設計金額 1,000万円以上	全ての業務
最低制限価格制度	請負対象設計金額 1,000万円未満	廃止

(2) 判断基準等

【低入札価格調査制度】

① 総額失格基準適用上限価格（旧調査基準価格）

- ・ 旧調査基準価格と同様の方法で算出する。
- ・ 「適正な履行確保の基準」として「業務費総額での判断基準」を設定する。

「業務費総額での判断基準」となる総額失格基準は、全入札参加者が入札書に記載した価格をもとに次の方法により算出する。

- ・ 有効な入札価格である入札参加者が5者以上の場合は、入札参加者の入札価格が正規分布となると仮定し、有効な入札価格の平均値から標準偏差を減じた額とする。
- ・ 有効な入札価格である入札参加者が5者未満の場合は、平均値の95%とする。

② 調査基準価格

- ・ 予定価格の概ね90%とする。
- ・ 新たに提出を求める業務費内訳書により、業務中及び完成後における履行体制等の確認調査を強化する。

③ 5,000万円以上の業務の場合

- ・ 「履行体制事前提出方式」を採用する。

【最低制限価格制度】

最低制限価格制度を廃止する。

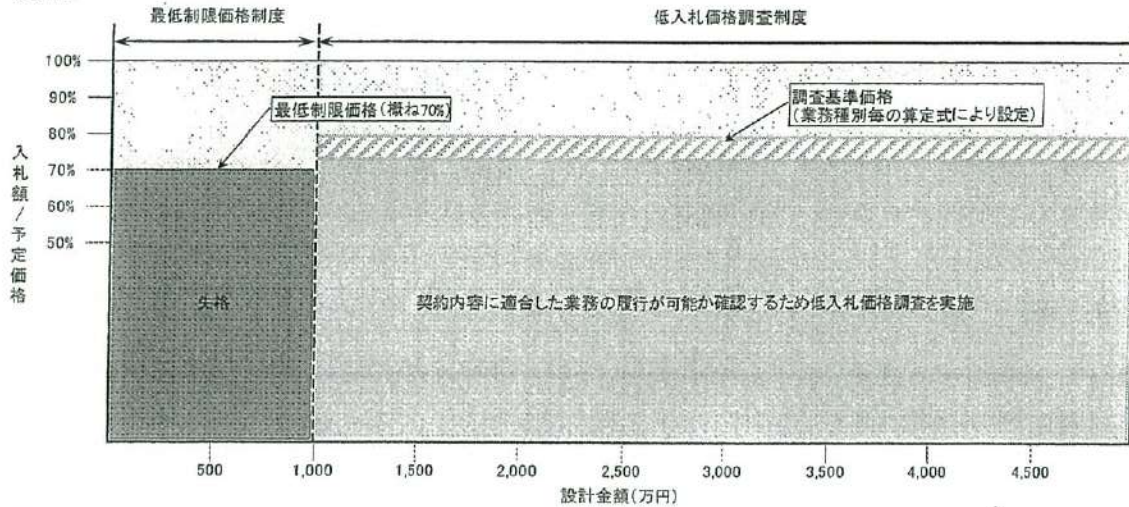
3 施行期日

平成26年6月1日以降に指名する業務から実施

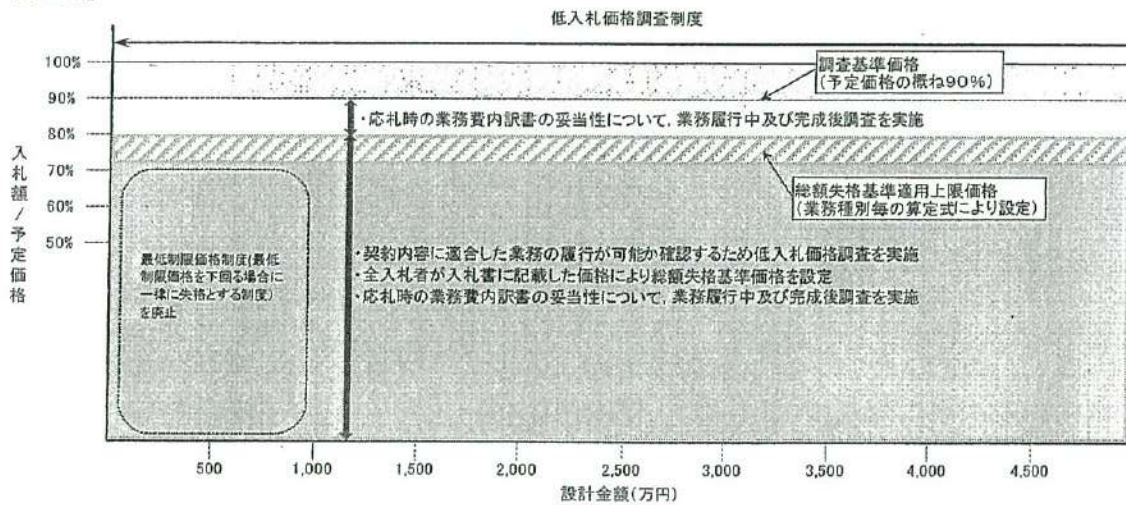
(対象部局：全部局)

4 イメージ図

【現行】



【改正後】



【調査基準価格等の算出方法】

調査基準価格：予定価格の概ね90%

- ・ 予定価格(税抜)の90%を次のとおり端数処理し、消費税及び地方消費税相当額を加えた額
- ・ 予定価格100万円以上：10万円単位とし端数を切り捨てる。
- ・ 予定価格100万円未満：1万円単位とし端数を切り捨てる。

総額失格基準適用上限価格：業務種別ごとの算定式による(旧調査基準価格)

- ・ 算定式により算出した額を次のとおり端数処理し、消費税及び地方消費税相当額を加えた額
- ・ 予定価格100万円以上：10万円単位とし端数を切り上げる。
- ・ 予定価格100万円未満：1万円単位とし端数を切り上げる。

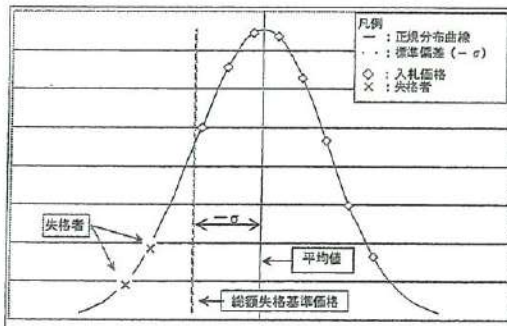
- ・ 調査基準価格を上回る場合は、調査基準価格と同額とする。

総額失格基準価格：業務費総額での判断基準による

- ・ 総額失格基準適用上限価格を上回る場合は、総額失格基準適用上限価格と同額とする。

【その他の事項】

- 低入札価格調査を経て契約した場合の措置
- 契約保証を求める(追加)



入札価格による総額失格基準価格設定の概念図

【正規分布曲線】

$$f(x) = \frac{1}{\sqrt{2\pi\sigma^2}} \exp\left[-\frac{(x-\mu)^2}{2\sigma^2}\right]$$

(μ は平均, σ は標準偏差)

【標準偏差(σ)】

$$\sigma^2 = \frac{1}{n-1} \sum_{i=1}^n (x_i - \bar{x})^2$$

10 測量・建設コンサルタント等業務に係る管理技術者の兼務制限緩和

1 趣旨

測量・建設コンサルタント等業務において、建築士法で規定する一級建築士を管理技術者として配置する場合、兼務制限及び専任配置を緩和する。

2 内容

測量・建設コンサルタント等業務においては、業務分野別金額（当該委託業務の契約金額に当該委託業務を構成する業務分野の構成比率を乗じて得た額）に応じて管理技術者に対して他の業務との兼務制限や専任配置の義務付け（以下「兼務制限等」という。）を行っている。

配置する管理技術者が技術士法で規定する技術士である場合には、兼務制限等を緩和しており、この取り扱いについて建築士法で規定する一級建築士にも適用することとする。

契約金額	変更前		変更後	
	専任	兼務制限	専任	兼務制限
2,500万円以上	必要	—	不要	当該業務の外に10件（500万円以上）以上又は、業務分野別金額総額が4億円を超える業務を兼務しないこと
500万円以上 2,500万円未満	不要	当該業務の外に5件以上（500万円以上2,500万円未満の業務）兼務しないこと		

3 その他

この管理技術者の兼務制限等の緩和は、低価格入札により落札した業務においては適用しない。

4 施行期日

平成26年6月1日以降に指名する業務から適用

(対象部局：全部局)

11 測量・建設コンサルタント等業務に係る総合評価落札方式の改正

1 趣旨

総合評価落札方式の適用基準，評価項目等について，より実態に合った内容へ改定し，価格と品質で総合的に優れた調達のさらなる推進を図る。

2 適用基準の変更

原則として，請負対象設計金額 500 万円以上の業務（建築関係建設コンサルタント業務，補償関係コンサルタント業務及びその他業務を除く。）を対象に業務内容等を勘案して選定する。

型 式	変更前	変更後
標準型 簡易型 特別簡易型	請負対象設計金額 1,000 万円以上	請負対象設計金額 500 万円以上

3 評価方法等の主な改正点

(1) 特別簡易型における自己採点方式の導入

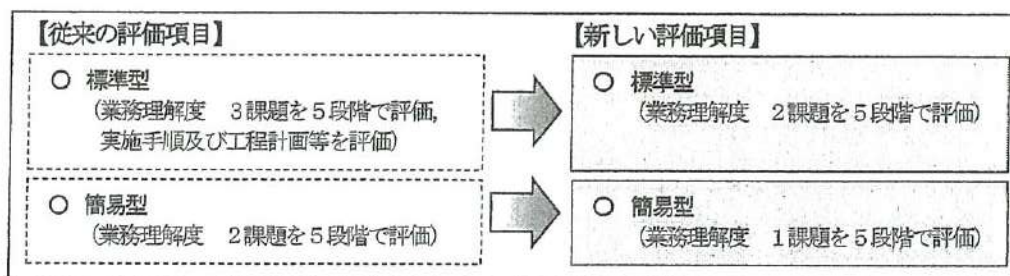
入札・契約に要する期間の短縮を図るため，応札時に「(仮称) 自己採点表」の提出を求め，最も評価値の高い者から審査し落札候補者を決定する方式を導入する。(自己採点表に誤りがあった場合は，該当する項目について減点する。なお，落札候補となる者より申告による評価値の低いものは審査しない。)

(2) 技術者の手持ち業務予定件数の判断基準の改正

より実態に合った評価を行うため，技術者の手持ち業務予定件数の判断基準を，履行期間中に重複する最大業務件数とする。

(3) 評価項目等の改正

評価項目等を，次のとおり改正する。



4 評価項目及び配点

評価項目及び配点等については、次のとおりとする。

評価項目	型式		
	標準型	簡易型	特別簡易型
(1)企業の能力	8	8	6
過去3年間の同種業務分野の業務成績評定の平均点	(4)	(4)	(2)
業務実施場所	(2)	(2)	(2)
業務実施及び照査体制	(2)	(2)	(2)
(2)配置予定管理技術者の能力	15	19	23
管理技術者の保有する資格	(2)	(2)	(3)
継続教育(CPD)の取組み	(2)	(2)	(3)
過去10年間の同種業務の実績	(4)	(6)	(6)
過去5年間の同種業務分野・部門の業務成績評定点	(4)	(6)	(6)
手持ち業務予定件数	(3)	(3)	(5)
(3)配置予定担当技術者の能力	7	7	11
担当技術者の保有する資格	(2)	(2)	(3)
継続教育(CPD)の取組み	(2)	(2)	(3)
手持ち業務予定件数	(3)	(3)	(5)
(4)実施方針	30	16	-
業務理解度	(30)	(16)	(-)
実施手順及び工程計画	(-)	(-)	(-)
技術評価点	60	50	40
価格評価点	40	40	40
評価値(技術評価点+価格評価点)	100	90	80

5 施行期日

評価項目等の改正については、平成26年4月1日以降に指名する業務から実施

その他の改正については、平成26年6月1日以降に指名する業務から実施

(対象部局：農林水産局，土木局，企業局)

12 測量・建設コンサルタント等業務に係る 発注見通しの公表対象の拡大

1 趣旨

委託業務における、更なる透明性の確保、公正な競争の促進や適正な業務の確保のほか、計画的な営業活動への支援を目的とし、公表対象となる請負対象設計金額を引き下げる。

2 公表対象

変更前	変更後
請負対象設計金額 1,000 万円以上の測量・建設コンサルタント等業務（発注見通しが立っていないものを除く）	請負対象設計金額 250 万円以上の測量・建設コンサルタント等業務（発注見通しが立っていないものを除く）

3 施行期日

平成26年4月1日以降に行う発注見通しの公表に適用

(対象部局：農林水産局，土木局，企業局)

14 平成27・28年度の測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格認定に係る主観的事項

1 趣旨

平成27・28年度の測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格認定に係る主観的事項については、平成25・26年度と同様とする。

2 主観項目

評 価 項 目	(参考) 平成25・26年度の配点
品質等の確保	
IS09001	5点
業務の履行実績	
県発注業務の業務成績	0～139
技術者の継続学習の状況	
建設系CPD学習単位数	2点～10点 ※1
測量系CPD学習単位数	2点～10点 ※2
建築CPD学習単位数	2点～10点 ※3
県の重要施策	
広島県公共土木施設災害支援制度	5点
広島県アダプトシステム	5点
指名除外等の状況	△4点(×除外月数)

※1 土木関係建設コンサルタント分野及び地質調査分野に加点

※2 測量分野に加点

※3 建築関係建設コンサルタント分野に加点

3 その他

平成27・28年度の評価項目の配点等については、入札参加資格申請書の受付後に決定する。

主な被害状況

国土交通省 中国地方整備局 太田川河川事務所作成の
「平成26年8月20日豪雨 広島土砂災害」より掲載（抜粋）

◆平成26年8月19日夜から20日朝にかけての豪雨により、広島市安佐南区、安佐北区、西区を中心に、土石流107箇所、がけ崩れ59箇所、土石流107箇所、がけ崩れ59箇所の土砂災害が発生しました。



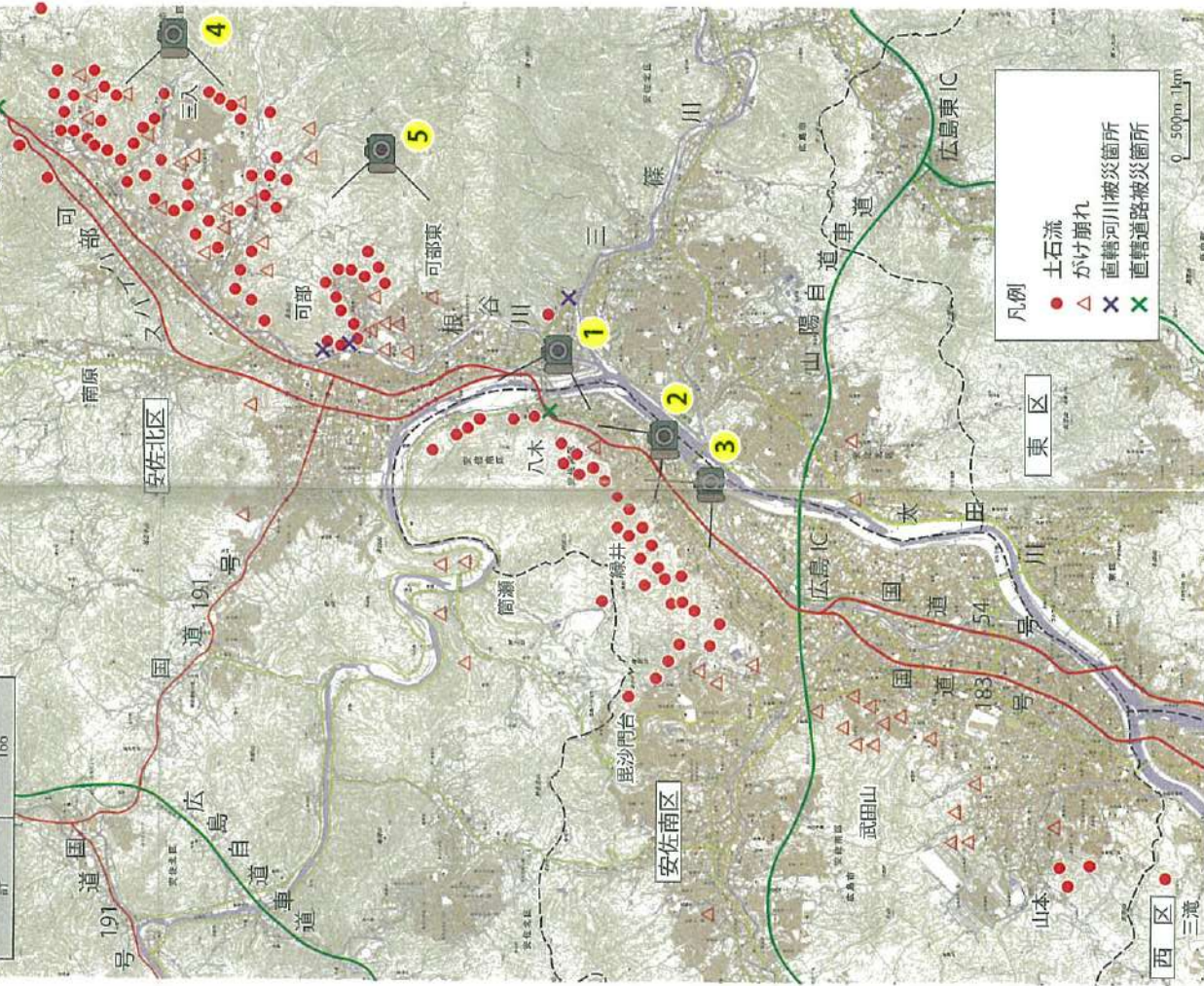
① 八木地区



② 八木地区



③ 八木地区



種類	件数
土石流	107
がけ崩れ	59
計	166

被害箇所 位置図

- 凡例
- 土石流
 - ▲ がけ崩れ
 - × 直轄河川被災箇所
 - × 直轄道路被災箇所



④ 三入地区



⑤ 可部東地区

人的被害

地区	死亡	重症	軽傷	計
安佐南区	52	20		72
安佐北区	14	11		25
三入	2			2
可部・可部東	1	1		2
大林	5	11		16
計	74	44		118

住家被害（広島市のみ）

区	全壊	半壊	一部壊	浸水	計
安佐南区	100	84	92	3,003	3,279
安佐北区	32	38	72	1,083	1,230
西区	1		7	20	28
中区、安芸区、佐伯区			3		3
計	133	122	174	4,111	4,540

9月19日16:00現在 広島県災害対策本部資料より

気象概要

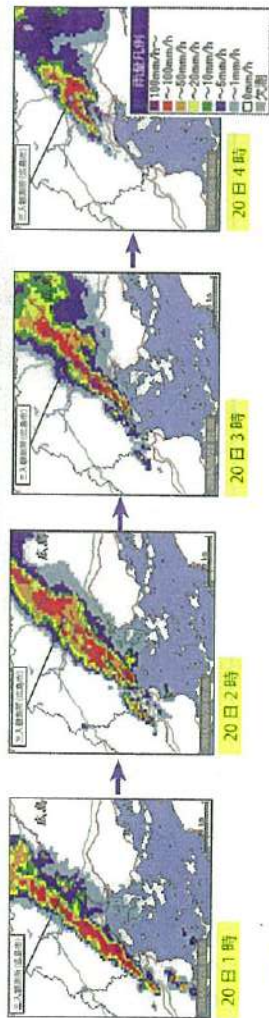
日本海に停滞する前線に向かい、南から暖かく湿った空気が流れ込み、広島県では大気の状態が非常に不安定となった。19日夜から20日明け方にかけて、広島市を中心に猛烈な雨となった。

広島市安佐南区と安佐北区を襲ったこの豪雨は、暖かく湿った空気が流入し続け、同じ場所で積乱雲が繰り返し発生する『バックビルディング現象』が原因の一つと考えられています。

広島市安佐北区三入において最大1時間降水量が101.0ミリ、最大3時間降水量が217.5ミリ、最大24時間降水量が257.0ミリとなり、いずれも観測史上第1位の値を更新した。特に最大3時間降水量は過去最大であった平成9年8月5日の101ミリに対し、2倍を超える値を記録しました。



雨量レーダー画像 (国土交通省Xバンドレーダー雨量)



column

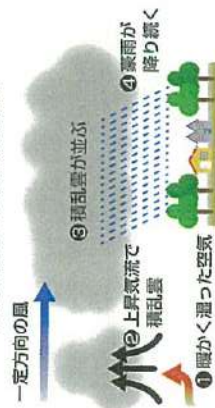
「バックビルディング現象」とは

次々と発生した積乱雲が一列に並び、集中的に雨が降ることを「バックビルディング現象」と呼んでいます。一般的に積乱雲は、雨を降らせて1時間ほど消滅すると言われています。今回は、太平洋上にある高気圧のへりに沿って、南から暖かく湿った空気が豊後水道や瀬戸内海を通過して広島市付近に大量に流れ込み、さらに安佐北区、安佐南区の山地にぶつかって上昇し、同じ場所ですべて新しい積乱雲が発生することが繰り返され、大雨が狭い範囲に集中して、継続的に降ったと考えられています。

気温が高い西日本ほど多く、山地の南東斜面で起こりやすい傾向があるようですが、全国どこでも発生しうると考えられます。

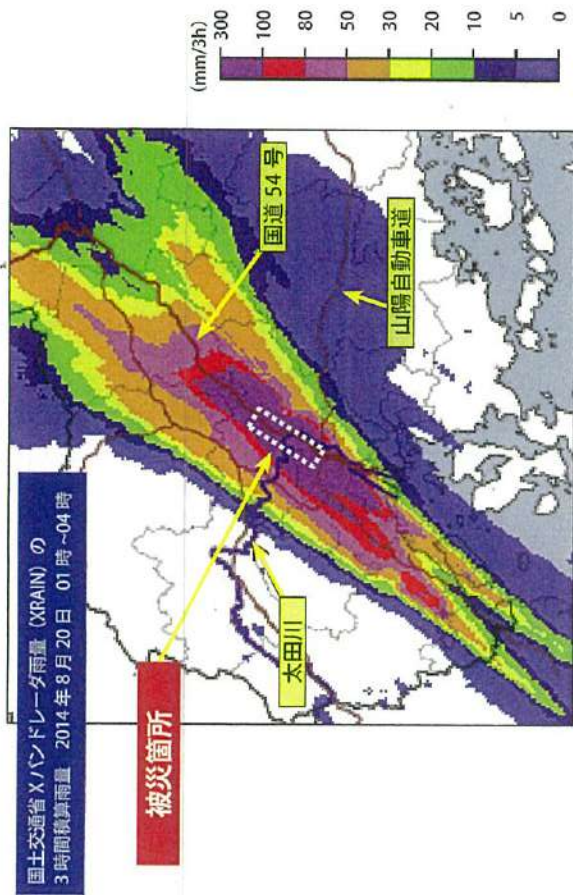
バックビルディング現象による大雨の発生が増えているが現段階で不明ですが、1時間あたりの雨量が50ミリ以上の大雨の発生回数は、明らかに増加傾向が見られることから注意が必要な気象現象です。

バックビルディング現象の仕組み



積算雨量分布図 (国土交通省Xバンドレーダー雨量)

広島市安佐南区から安佐北区にかけて、局所的かつ短時間(3時間)に300ミリ近い雨量となった。被災箇所を跨るように積算雨量が大きいエリアが確認できる一方、周辺ではほとんど降水がありませんでした。



雨量観測値 (三入観測所 (気象庁アメダス)) と時系列

